

附 録

一、各國關稅改正一覽	四六八
二、最近世界各國に於ける爲替管理其他通商障礙一覽	五三四
三、本邦關稅改正表	五四九
四、最近の英國關稅	五七四
(一) 過當輸入防止關稅	
(二) 從價一割の基礎關稅	
五、輸出入の禁止及制限撤廢の爲の國際條約(拔萃)	五七七
六、輸入制限に關する本邦法令	五八二
(一) 米穀法	
(二) 染料の輸入許可に關する件	
(三) 硫安輸出入許可規則	
七、不當廉賣に關する參考資料	五九一
八、米國の伸縮關稅及關稅委員會(關稅法拔萃)	五九三

一、各國關稅改正一覽

(日本經濟聯盟會調)

國別	年月日	稅種品目及稅率	改正理由及備考	本邦關係
日本	昭和七年六月十五日公布即日實施	輸入稅引上 一、小麥、銑鐵等二十九品目の輸入稅を引上ぐ 一、從量稅率は當分の内之を三割五分とす(但し小麥、銑鐵等の例外あり)	國內産業の保護を目的とす (詳細は附錄三參照)	品目(A)中前三種目に付きては三年間、雜品は一年間各從來の稅率を據置くこと(B)中第一種目は從來の稅率、第二及び第三種目は從價十割の舊稅率を七割に引下げ三年間據置くこと
中華民國	昭和五年五月十六日實施	日支關稅互惠協定締結 一、協定品目(A)日本より支那へ輸出するもの—綿製品、漁獲物及海產物、小麥粉、雜品等計六十三品、(B)支那より日本へ輸出するもの—夏布、絹織物、刺繡布等計十一品 一、稅率 本邦關係欄に記す	支那關稅自主權恢復の前提	
	昭和六年一月一日實施	新輸入稅率施行 一、輸入品全般に互る根本的改正にして新稅率表總品目は六四七(舊稅表より七一減)なり 一、稅率は最低五分より最高五割に至る五分刻みの十二級に分る 一、全輸入品に對し平均約四割方の増稅に	關稅增收、國內産業保護、奢侈品稅の引上を以て新稅制定の三原則と唱ふるも關稅增收を以て主要目的とす (關稅自主權恢復)	一、協定品目を除く本邦關係品の内特に影響を受けること大なるものは陶磁器、砂糖、人絹織物、セメント、麥酒、石鹼等 一、對支輸出本邦品全

<p>昭和六年六月一日實施</p>	<p>當る</p>	<p>新輸出税率施行</p>	<p>體の上に於て二割六分方の増税に當る</p>
<p>昭和六年七月一日實施</p>	<p>一、新税率表は六類二七〇品目を包括し一般に税率引上なれども引下げられたるものに大豆、高粱、玉蜀黍、大豆油、落花生、玉絲、蘭絲、大豆粕あり 一、舊税率は本税及び附加税合計最高従價七分五厘最低三分なりしが新税は附加税を廢し本税のみにて七分五厘を標準とす</p>	<p>財政上の收入目的に國內産業保護並に國產輸出奨励の趣旨を加味す</p>	<p>大豆以外の豆類、粟、胡麻子、葉煙草、桐油、棉花、麻、牛皮、石炭等の税率が相當高率となりたるは本邦への影響尠からず</p>
<p>昭和六年七月一日實施</p>	<p>ガソリン及石油類輸入税率變更 に付金單位一・三三乃至一・三六に變更す</p>	<p>中華民國の水災救済資金の調達を目的とす、尙廈門海關に於ても十一月廿八日附を以て、輸出入税、轉口税、轉口附加税に對し本年十二月一日より明年七月卅一日迄は一割、八月一日より米國麥粉借款償還に至る迄は五分の水災救済附加税を課すべき旨、輸入品中本税免除品目四十</p>	<p>水災救済附加税新設（上海） 一、一般貨物に對し輸入税、輸出税、移出税及移出附加税の一割の水災救済附加税を徵す 一、本附加税は明年八月一日以降は海關税率の五分となし、米國小麥粉借款の償還完了迄實施せらるべし 一、保税貨物に對し延期を許さず。十二月一日以後保税倉庫より庫出し輸入せんとする貨物に對しては附加税を課す 一、本附加税に對しては戻税を發行せず 一、左の輸入税率番號の輸入品は附加税を免除せらるべし 一乃至九、一二、一四乃至一六、二一乃至</p>
<p>昭和六年十一月廿七日公布自十二月一日至翌年一月末實施</p>	<p>水災救済附加税新設（上海） 一、一般貨物に對し輸入税、輸出税、移出税及移出附加税の一割の水災救済附加税を徵す 一、本附加税は明年八月一日以降は海關税率の五分となし、米國小麥粉借款の償還完了迄實施せらるべし 一、保税貨物に對し延期を許さず。十二月一日以後保税倉庫より庫出し輸入せんとする貨物に對しては附加税を課す 一、本附加税に對しては戻税を發行せず 一、左の輸入税率番號の輸入品は附加税を免除せらるべし 一乃至九、一二、一四乃至一六、二一乃至</p>	<p>中華民國の水災救済資金の調達を目的とす、尙廈門海關に於ても十一月廿八日附を以て、輸出入税、轉口税、轉口附加税に對し本年十二月一日より明年七月卅一日迄は一割、八月一日より米國麥粉借款償還に至る迄は五分の水災救済附加税を課すべき旨、輸入品中本税免除品目四十</p>	<p>體の上に於て二割六分方の増税に當る</p>

<p>昭和六年十月廿日公 布</p>	<p>至二三、二五乃至三一、三七、三九、四一、四三、四四、四六、五一、五九乃至六一、六四、二四九のa及b、二五〇、二五二、二五五、二五六、二六二、二六五乃至二六七、三〇五のa及b、</p>	<p>五種と共に布告せり</p>
<p>昭和六年十月十八日 公布</p>	<p>移出税及同附加税の水災救済附加税不徴收(上海) 水災救済附加税中、移出税及同附加税に對しては之を徴收せざることに變更せり</p> <p>水災救済附加税免稅品目追加(上海) 水災救済附加税の免稅品目中に輸入稅番十一及三十六を附加す</p>	
<p>昭和七年一月九日公布 昭和六年十月一日實 施</p>	<p>小麥粉の輸出解禁(上海) 小麥粉の二等品は實施當日より向ふ一ヶ年間海外輸出を許可することゝなれり</p>	<p>麥粉は輸出禁止品なるも一九三〇年十一月より一九三一年十一月迄の一ヶ年解禁せられ上海より大連及ホソコン方面へ多少輸出せられ居りし處、過般解禁期日の満了に伴ひ當業者側より財政部に呈請の結果今回再解禁を見たる由なり</p>
<p>昭和七年一月十五日公</p>	<p>商品見本類輸入通關取扱辦法設定(上海海關)</p>	

布			
昭和七年三月二十三日公布	<p>硝酸アムモニア輸出入制限 硝酸アムモニアを輸出入制限品目中に追加せり(漢口海關)</p>		
昭和七年四月二日實施	<p>砂糖輸入税率改正 從來オランダ色相標準に據りたるを止め當分ホラリセイションに據ることとなり全體に増税となれり(上海海關)</p>	<p>本邦精製糖は舊率の二倍となれり</p>	
昭和七年五月十八日公布即日實施	<p>生絲輸出税廢止(漢口海關) 税番第一八〇乃至一八四の生絲輸出税を廢止す</p>		
昭和七年七月二日公布	<p>輸出入品目分類並税率決定 (一)布の斷片(二)毛織物の斷片(三)洋菜(四)生絲等に付、それ等の分類並税率を決定せり</p>		
昭和七年八月三日公布 八月四日實施	<p>奢侈品類に對する輸入税引上 輸入税表中奢侈品に類する三十四品目に對し輸入税の引上を爲せり</p>		
昭和七年八月五日附告 示	<p>屠鹵製土絲皮輸出税免除(青島海關) 七月二十五日以降屠鹵より製したる土絲皮(Native Silk Skin)に對する外國向輸出税を免除す</p>		
昭和七年九月六日附告	<p>絹綿、絹絲及絹絲製品輸出税及輸出附加税免除(青島及上海)</p>		

<p>示八月十八日に週及實施</p>	<p>香港</p>	<p>昭和六年九月十七日公布實施</p>	<p>英領印度</p>
<p>煙草及ガソリン並酒精類輸入税率引上 一、ガソリン—毎ガロン二十五仙となる 一、煙草—毎封度七十仙乃至二弗となる 一、酒精並化粧料にして其酒精含有量一〇%を越ゆるものは毎ガロン十弗とす</p>	<p>本邦鑿削用ブラシ輸入取締 日本に於て製造せられ、又は日本より輸出せらるゝ鑿削用ブラシはアンストラックス病菌を保有せざる旨、日本衛生官吏の證明書を添附するに非ざれば香港内に於て販賣の目的を以て輸入することを得ざることとなり</p>	<p>綿布輸入税引上 一、綿布一般の税率一律引上と英國品に對する特惠賦與 一、税率 (A)一般綿布(平織生地綿布を除く) (イ)一般に一割五分の従價税 (ロ)右の外に英國以外の製品に對しては今後三箇年従價五分の附加税 (B)平織生地綿布 (イ)英國以外の製品に從價二割 (ロ)英國製品に從價一割五分か從量一封度三安半か何れか高き方</p>	<p>昭和五年四月四日實施</p>
<p>財政上の收入目的と國內綿業保護の趣旨とに出づ但し英國製品の特等待遇は同製品の對印輸出を大に有利ならしめたり</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>
<p></p>	<p></p>	<p>本邦生地綿布及晒加工綿布の對印輸出は甚大なる打撃を受けたり</p>	<p></p>

<p>昭和五年十月三十日 實施</p>	<p>亞鉛鐵板輸入税引上 一、舊税率一噸三十三留比を七十三留比とす 二、本税賦課期間を一九三二年三月三十一日迄とし其以後の繼續に關しては政府は次期議會に繼續勸奨の決議案を提出すべき旨公表せり</p>	<p>國內同業保護</p>	<p>本邦よりの斯品輸出額は極めて僅少なり</p>
<p>昭和六年三月一日實施</p>	<p>輸入税一部引上と附加税の新設 一、増税品目—酒類、砂糖等 附加税新設品目—セメント、石油、綿製品、人絹絲、絹交織物等 一、税率引上は舊從價一割のもの二分半一方、一割五分のもの五分方、三割のもの一割方 附加税率に付きては本邦關係欄參照</p>	<p>財政目的</p>	<p>本邦關係品にして附加税を設定せられたるもの(イ)一部綿製品、本税從價税率の各數字に五を加ふると(ロ)人絹絲、從價二分五厘(ハ)Silk-mixtures、從價七分五厘(ニ)セメント、一噸に付二留比其他</p>
<p>昭和六年三月十八日實施</p>	<p>鹽輸入税附加税新設 一、税率は一マウンド(八二封度強)四安半 一、賦課期間を一九三二年三月三十一日迄とす</p>	<p>國內斯業保護及消費者の利益保證</p>	
<p>昭和六年八月十五日公布實施</p>	<p>皮革の新輸出税評價格 輸出税番第三號ハイド及スキンの評價を緬甸より輸出のものと同甸以外の英領印度より輸出のものにつき差別を設けたり</p>	<p>歳入不足補填を目的</p>	<p>綿製品をはじめ英國、</p>
<p>輸入税引上及新設</p>			

<p>月廿九日實 施</p>	<p>一、原棉一封度に付六バイの輸入税新設 一、機械類及染料に一割の輸入税新設 一、砂糖、靴、人絹絲及び織絲、人絹織物、樟腦及電球の輸入税率引上 一、従價二分五厘を越ゆる輸入税率に對し一律に二割五分の臨時附加税を課す</p>	<p>とす (上記の改正税率は一九三一年暫行徵稅條例に依り實施中のものなり)</p>	<p>印度品との競争上尠からざる打撃を受く</p>
<p>昭和七年三月五日より昭和十四年三月末迄實施</p>	<p>ウツド・バルプの輸入税新設 從來無税なりしウツド・バルプに對しては一「トントン」に付四十五「ルーパー」の輸入税を設く</p>	<p>産業保護を目的とす</p>	
<p>昭和七年三月五日より昭和九年三月末迄實施</p>	<p>針金の輸入税引上 針金及ワイヤネイルに對して從來従價一割五分八分の五なりしものを、「トントン」に付四十五「ルーパー」の重量税に引上ぐ、但二割五分の附加税は免除せらる</p>	<p>産業保護を目的とす</p>	
<p>昭和七年三月三十日公布昭和八年三月三十一日迄實施</p>	<p>亜鉛鍍鐵板引上輸入税實施期間延長 曩に引上を爲せる亜鉛鍍鐵板の輸入税實施期間を更に一ヶ年延長することとせり</p>		
<p>昭和七年八月三十日告示昭和八年三月三十一日迄實施</p>	<p>綿布關稅引上 一八九四年のインデイアン・タリフ・アクトの規定により (甲)無地の生地綿布にして、英國製以外のもの、關稅を従價五割、或は一封度五安四分の一何れか高きに依る(現行二割或</p>	<p>一、圓貨下落に鑑み印度綿工業保護の爲</p>	<p>本邦品の影響頗る大なり</p>

	<p>イ 英領マレ</p>		
<p>昭和六年六月一日公布 實施</p>	<p>昭和六年六月五日公布 實施</p>	<p>昭和六年十一月十日公布、十一月十一日實施</p>	<p>昭和六年十一月十日公布、十一月十一日實施</p>
<p>は一封度三安半) (乙) 其の他の綿布にして、英國製以外のもの、關稅を五割(現行二割)とす (一九三一年の財政法による附加税は賦課せず)</p>	<p>輸入稅率改正 一、酒類—每「ブルーフガロン」舊稅率より二十仙乃至三弗增加 一、石油—每ガロン舊稅率より十五仙乃至三十五仙增加 一、煙草—每封度舊稅率より十仙增加 一、燐寸—一萬本に付約廿仙增加 一、砂糖—每封度二仙增加</p>	<p>石油、酒類及煙草輸入稅引上 シヨホール州政府は、同州に輸入せらるゝ石油、酒又煙草に對する輸入稅率を引上げ尙煙草中葉卷、紙卷及喫煙草以外の製品たる煙草に對して新稅を設けたり</p>	<p>新輸入稅設置 一、豆油—一封度に付四仙 一、セメント—一噸に付八弗 一、ダイヤル—一噸に付十二弗 一、コスメチツク及香水、絹製品(半製品を含む但し絲を除く) 樂器及其部分品は 何れも從價二割五分</p>
<p>聯邦州政府が護謨、錫の輸出稅激減其他一般的不況に基く歲入減に惱み、主として歲入的見地より之を實施するに至りしものにして之により年約五百萬弗增收を見込まれてゐる</p>	<p>日本酒、麥酒及燐寸の三品にして日本酒は毎「ブルーフガロン」二弗、麥酒は毎「ガロン」二十仙、燐寸は一萬本に付約二十仙方を各増加せり</p>	<p>本邦に關係あるは日本酒及麥酒の二種にして前者は毎「ブルーフガロン」二弗、後者には毎「ガロン」廿仙の増稅となれり</p>	<p>世界的不況に基き護謨、錫の輸出稅激減其他に因る一般的歲入減に對處するを目的とす</p>

<p>昭和六年十一月十八日 公布實施</p>	<p>一、綿製品、麻、人絹、羊毛製品（半製品を含む但し絲を除く）自轉車及部分品、タイヤード及チューブは何れも従價一割</p> <p>新輸入税々率修正（引下） 一、豆油四仙を三仙とす 一、絹製品及樂器の従價二割五分を一割とす</p>	<p>一九三一年十一月十日公布翌十一日より實施されたる新輸入關稅は其後聯邦會議に於て非官吏議員の強硬なる反對ありたるに依り、其保稅品目及稅率を變更せり</p>	
<p>昭和六年十二月三十一日公布、昭和七年一月一日實施</p>	<p>錫鑛輸出附加稅增徴 從來の輸出稅及附加稅の外更に錫鑛「コピクル」に付五仙の輸出附加稅を課す</p>	<p>錫の新用途其他に關する研究費に充當するを目的とす</p>	
<p>昭和七年三月二十一日實施</p>	<p>輸入稅率一部改正 一部貨物の（一）輸入稅率を改訂し之を引上ぐると共に（二）英本國及英領地產品又は同製品に對する特惠稅率を定めたり</p>		<p>麥酒類「ガロン」に付一弗三十仙（十仙引上） セメント「トント」に付十二弗（四弗引上） 麥酒稅率は引上げとなる。日本酒の稅率は従前通り</p>
<p>昭和七年四月二十日公布、同二十一日實施</p>	<p>輸入稅の一部改正 シヨホール州政府は（一）酒及煙草の輸入稅率に就き、其の一部改訂引上を行ふと共に（二）英本國及英領地に於て生産せられたる酒類及煙草に對し特惠輸入稅を賦課することとせり</p>		

	<p>昭和七年六月一日實施</p>	<p>輸入税率改正 輸入貨物に付(一)課税品目の増加及一部税率の引上を行ふと共に(二)英帝國品に對する特惠税率の適用を擴む</p>		<p>自轉車及同部分品は從價一割を二割に、自轉車タイヤ一個に付十五「セント」同チューブ一個に付六「セント」を附加することに改めらる</p>
<p>佛領インド支那</p>	<p>昭和六年十一月三日公布</p>	<p>輸入税の一部改正 外國産生魚、亞麻、釧に對する輸入税率を改正せり</p>		<p>本邦よりの輸入關係品は鹹水生魚及貝釧にして何れも高率引上げとなりたり</p>
<p>昭和六年十一月十二日公布</p>	<p>米穀輸出税率改正 新税率は從價粗一〇%、玄米八%、白米六%、碎米五%、米粉四%にして之に適用すべき米價はサイゴン商業會議所日報發表の相場を三ヶ月平均したるものなり</p>	<p>從來の増税となるべき從量税に對しては農業會議所を初め多數農民間に非難猛烈なりしたため減額となるべき從價税に改正せり</p>		
<p>昭和七年七月二十八日公布</p>	<p>セメント輸入税引上 凝固遅きセメントの税率を一般十八フラン、最低四フラン五十サンチームと引上ぐ</p>			
<p>昭和七年八月二十六日實施</p>	<p>爲替補償附加税賦課 本邦品に對する爲替附加税の特別法令を公布せず、本件に關する彼我交換公文に右法令の效力を與へ、交換公文所定の九品目に對してのみ、從價一割五分の爲替附加税を賦課す</p>		<p>日佛交換公文所定品目乾性果實、化粧品(石鹼を除く)極東常用型以外の磁器ニツケル鍍したる金屬部分を有する磁器、紙、煙火、曲木製家具、ナイヤール</p>	

	<p>ファイリツ ピン</p>		<p>チユニア（自轉車及人力車用）</p>
<p>昭和六年二月廿七日公布</p>	<p>セメント關稅百冠に付米貨三十二仙を一弗に引上ぐるの案は昭和五年十月の比島議會を通過し其後上院の修正及米國大統領の裁可に於て八十仙となりたるが結局六十五仙として公布せられたり</p>	<p>比島内斯業保護及財政收入目的</p>	
<p>昭和六年七月廿五日實施</p>	<p>輸入自動車用電球關稅引上 自動車用電球は從來電氣、同機械及附屬品並部分品中に包括せられ、白熱電球として從價の一割を課せられ居りしも、新に自動車電球として從價二割五分の稅率とせり</p>	<p>自動車用電球は自動車の主要部分にして且つ專用品なる爲、之を各種車輛中自動車の部に編入せり</p>	<p>本島の自動車電球の輸入額は不明なるも之を含む白熱電球の昨年度總輸入額は約四十五萬ヘソにして我國は約八萬ヘソを輸出せり</p>
<p>昭和六年十一月廿二日實施</p>	<p>輸入品包裝の通番號記載規定 同島稅關は米國製品に非ざる總ての輸入品は其包裝又は函面に通番號を記載し輸入申告手續をなすべきこととしたり</p>		
<p>昭和七年二月實施</p>	<p>輸入品の稻藁包裝禁止 當國に輸入さるゝ商品に稻藁の包裝を使用し、又は之を充填することを嚴禁す</p>		
<p>昭和七年三月三十一日公布、六月一日實施</p>	<p>輸入陶磁器稅中變更 稅番第十一號、磁器、素燒、陶器、土器其他別掲なき陶磁器等の輸入稅率中、同稅番五號に皿、卓上器具にして著色、鍍金、裝飾を施したるものは從價四割を課すべき旨</p>		

<p style="text-align: center;">シヤム</p>		
	<p>昭和六年二月二日實施</p>	<p>昭和七年六月二十日附報告</p>
<p>輸入税一部引上 品目は酒類、煙草類、銃器、爆發物、化粧品、絹織物、罐詰類等にして殊に贅澤品關稅高率となりたり</p>	<p>輸入稅定率法中一部改正 當島關稅定率法第二條第十二項(ハ)號の「二種以上の適用稅率を有する物品に對しては重きに從つて課稅す」とある次に「課稅品、無稅品又は異りたる稅率を課せらるべき商品にして稅官吏に於て之を區分し得ざる状態に包裝せる荷物は、輸入商は宛荷物が着荷後十五日以内に自己の負擔に依り區分の上申するに非ざれば、包有品中最高率の品種を標準として課稅せらる」の條項を挿入せり</p>	<p>規定しある處、今般アースノウエヤーにして組合文字を附するものは裝飾を施したるものと看做し、從價四割を課す</p> <p>政府使用品輸入稅賦課 政府及關係廳使用の輸入品に對しては今回現行當島關稅法に依る稅率を賦課せらるべきに決定せり</p>
<p>財政收入目的(減收補填)</p>	<p>稅目を異にする諸種の物品を混淆する輸入貨物の關稅賦課方に關し稅關側と荷主との間にたへず紛議を醸せるために因る</p>	<p>政府及關係廳使用の輸入品に對する關稅賦課の適否は現行當島關稅法に明定なく從來屢々問題となれるに因る</p>
<p>本邦主要關係品及稅率左の如し</p>	<p>本邦關係品は絹織物及絹製品、綳罐詰、自轉車、煙草用具</p>	

<p>布、同十一月十日實施</p>	<p>酒類、活動寫眞用陽畫、ペンシヨン及石油、石鹼、茶、煙草、クラツカゝ類、朝鮮人參、カルタ、寫眞器及び寫眞用品、時計、爆發物、金、銀、寶石、樂器、染料、帽子、重油、印刷用紙、板硝子、衛生陶器物、菓子等</p>	<p>一、麥酒(從價一割二分より同三割に引上げ)二、茶(一匙に付十五仙)三、朝鮮人參(從價五割)四、時計類(從價五分より同三割に引上げ)五、魚罐詰(從價二割)六、帽子類(從價一割)七、肥料(從價五分)</p>
<p>昭和七年二月十三日公布、實施</p>	<p>關稅定率法改定 (一)新稅率二割、鐵製品の内ナイフ、フォーク等、アスベスト、印刷用紙、硝子等並に舊率一割五分なりしもの全部 (二)新稅率六割、銃器彈藥、葉煙草及卷煙草、人參、煙火類 (三)新稅率一割石炭及コークス罐詰ミルカ (四)新稅率三割三分三厘の一、玩具、タイヤ及チューブ並舊率三割なりしもの全部 (五)新稅率從量稅、蠟燭、ワツクス、茶等</p>	
<p>昭和七年四月二十日公布即日實施</p>	<p>セメント輸入稅改正 舊率從價二割を一「メートル」噸に付九「チカル」の從量稅に變更せり</p>	
<p>昭和七年七月二十八日公布、實施</p>	<p>葉煙草輸入稅引下 從來の卷煙草及葉卷一キロに付一チカル五十仙其他各種煙草一キロに付一律一チカル</p>	<p>葉煙草關稅增徴以來不振なりし國內煙草製造業者を救濟せん</p>
<p>一七〇「キロ」に付三十五の割合にて新消費稅同日施行さる</p>		

蘭領東印 度	
<p>昭和六年一月一日實施</p>	<p>二十仙の輸入税を改訂し後者の中葉煙草に對し一キロに付七十五仙に引下ぐ</p> <p>臨時輸入税附加税の新設</p> <p>一、一般輸入品(カンピル及酒類を除く)に賦課す</p> <p>一、税率は輸入本税の一割、期間は一箇年間とす</p>
<p>昭和六年六月公布(自七月至九月)實施</p>	<p>輸入品評價格改訂</p> <p>昭和六年度第三期に適用の新評價格を決定したり</p> <p>改訂品目左の如し</p> <p>陶磁器、藥品藥劑、食料品、硝子品、鐵及鋼鐵製品、皮革、綿製品、染料及亞麻仁油、肉</p>
<p>昭和六年第四四半期(自十月至十二月)實施</p>	<p>輸入品評價格改訂</p> <p>改訂品目左の如し</p> <p>藥品藥劑、食料品、銅、眞鍮製品、綿織物、紙、肉類等</p> <p>尙紙、染料、亞麻仁油は單位の變更をなせり</p>
<p>昭和七年第一四半期(自一月至三月)實施</p>	<p>輸入品評價格改訂</p> <p>▲價格の改訂品目 藥品藥劑、食料品、硝子製品、鐵並鋼鐵製品、皮革、綿織物、塗料及亞麻仁油等</p> <p>▲單位の變更、食料品</p> <p>▲削除 食料品、鐵並鋼鐵製品、綿織物</p> <p>▲摘要の變更 食料品</p>
<p>昭和七年第一</p>	<p>輸入品評價格改訂</p>
<p>財政收入目的</p>	<p>ため</p>
<p>本邦品も外國品も一樣に課せらる</p>	

<p>二四半期 (自四月至六月) 實施</p>	<p>昭和七年六月十四日公布六月十五日實施</p>	<p>昭和七年第三四半期 (自七月至九月) 實施</p>
<p>輸入品の部 ▲ 價格の改訂、食料品、鐵並鋼鐵製品、皮革、綿織物、肉類等 ▲ 削除、綿織物の一部、藥品藥劑の一部、紙の一部 輸出品の部 ▲ 價格の改訂、水牛、牛、羊、山羊等の皮革</p>	<p>輸入附加税増徴實施 従来の輸入附加税々額二〇%を五〇%に引上ぐ、但しガンピル、酒精、葡萄酒には新規定の適用なく又晒及未晒綿布は従前の通りとす</p>	<p>輸出入品價格改訂 輸入品の部 ▲ 價格の改訂、陶磁器、藥品藥劑、食料品、糸、硝子品、鐵鋼品、銅及眞鍮品、皮革、綿織物、絹織物、紙、石、塗料及亞麻仁油等 ▲ 削除、綿織物の一部、紙の一部、肉の一部等 ▲ 註書の變更、仁斯及ドリルの黒以外に對する三七、三八、三九番に屬する註「日本品に限る」とあるを、「三綾のみ」と變更ありたり 輸出品の部 ▲ 價格と摘要の變更、皮革、鹿皮、外領りの輸出等</p>

シリア	セイロン	
<p>昭和七年第八 月十三日及 二四半期 (自四月至 六月)實施</p>	<p>昭和七年三 月三十一日 公布四月一 日實施</p>	<p>昭和六年五 月二十九日 實施、十二 月十一日追 認公布</p>
<p>絹布及人絹關稅率改正</p>	<p>茶及カカオ輸出稅改正 新稅率は左の如し 茶百「ポンド」に付 二「ルービー」五一 「セント」 カカオ百「ポンド」に付 五七「セント」</p>	<p>護謨及椰子輸出稅輕減、撤廢 護謨輸出稅百封度ニ留比二十五仙を七十五 仙に引下、椰子輸出稅免除</p>
	<p>日本産絹三綾の輸入關稅引下 從來一「キログラム」に付七四「シリヤヒ アストル」なりし日本産絹三綾の輸入關稅 は六七「シリヤヒアストル」に引下ぐ</p>	<p>當島の主要産業たる 護謨及椰子業救濟策</p>
	<p>新セイロン所得稅法 中に含まるる農産物 輸出稅輕減規定に基 く</p>	<p>收入増加を目的とす 一、茶箱(從價五分) 二、絹布(人絹並に交 織を含む從價二割)三、 綿布(從價一割)四、ピ ール(ギヤロンに付七 五セント)五、セメント (ハンドレッドウエイ トに付五〇セント)六、 玩具、ゴム靴、珐瑯鐵器 樟腦等從價一割五分</p>

同十五日實 施	者は十三日、後者は十五日より實施さる		
昭和七年八 月二十八日 實施	綿布關稅評定價格 評定價格、四割 但し二十五日以前の積出品には舊稅適用の 趣なり		
昭和六年七 月一日實施	綿布輸入稅公定評價額改正 輸入綿布關稅公定評價額を變更せり		
昭和五年十 二月廿二日 實施	産業保護關稅の一部廢止 左の品目の課稅廢止さる 刃物、ガスマントル、手袋		
昭和六年四 月三十日實 施	産業保護關稅の一部廢止 左の品目の課稅廢止さる 包装用紙及び紙袋用紙		
昭和六年十 一月廿日公 布、同廿五 日實施	過當輸入防止關稅 左の輸入品に對し從價五割の關稅を賦課す (一)家庭用陶器(半透明及硬質陶器にして 食卓用品除外) (二)衛生器具(三)釉藥著壁 及爐瓦(四)家庭用硝子器(五)金屬製家具 (六)刃物(七)大工、技術家、建具師及職工用 道具(八)電氣真空式掃除器(九)無電セツト (十)印字器(十一)羊毛製の次の製品、大物(毛 絲を含む)、毛長天鵞絨及他の羽毛製品、フ ランネル及モスリン、毛布、旅行用毛布、肩 掛(編みたるものを除く)、寢臺掛及膝掛、フ エルト絨氈、絨氈地及敷物(十二)全部又は一		
英吉利	イライク		

<p>昭和六年十月十七日公布、同十</p>	<p>昭 和 六 年 十 一 月 卅 日 公 布、 同 十 二 月 四 日 實 施</p>	
<p>過當輸入防止關稅 左の輸入品に對し從價五割の關稅を賦課す (一)照明用硝子器(石油ランプ火屋、鑛山</p>	<p>過當輸入防止關稅 左の輸入品に對し從價五割の關稅を賦課す (一)硝子瓶及硝子甕(但し科學用硝子器を除く) (二)電池用炭素棒(三)全部又は一部羊毛製擦絲(但しアンゴラ山羊、羊毛、アルパカ及カシミヤものを含む) (四)椰子果皮の纖維製産及筵(五)全部又は一部麻製の家庭用布製品(六)シュエート製反物(七)全部又は一部シュエート製の絨毯、絨毯原料及毛氈(八)蠟燭及蠟燈芯(九)スポーツ用獵銃、旋條銃、短銃及其部分品(十)空氣銃、空氣旋條銃及空氣拳銃並其等の部分品(十一)家庭用金屬製ナイフ及フォーク</p>	<p>部絹或は人絹製靴下及メリヤス(十三)麻手巾(十四)麻薄織物(十五)外套及マント(十六)成年及子供用男子服(十七)手袋(十八)包装用紙、包紙、チツシユ、植物性羊皮、光源紙、透明紙及油紙(但し縱三十吋、横二十吋、一連四百八十枚ものにて全部擴げたる時の重量、十封度以上九十封度迄のもの) (十九)タイヤ及チューア(二十)長靴又は短靴に附著せざる全部又は一部護謨製の靴底及踵(二十一)リウーム及油布(二十二)香料及コスメテイツク類(二十三)化粧品</p>
<p>本邦關係品左の如し 無電用真空管及部分品。二十ホルト以上の</p>		

<p>昭和七年一月五日實施</p>	<p>九日實施</p>
<p>國產生産物課税品目、税率公布</p> <p>一、普通バルブ 無税</p> <p>二、花を附けたるバルブ 一封度に付九片</p> <p>課税期間一月五日—十二月十一日</p> <p>三、グリーン・ピース ハンドレッド・ウェイトに付 十四志</p> <p>課税期間一月五日—三月末日</p>	<p>用ランプの硝子を除く)(二)寫眞器及部分品(三)寫眞用印畫紙、乾板、フィルム(四)無電用眞空管及部分品(五)二十ボルト以上の電球及部分品(六)室内照明用電氣機具及部分品(七)廻轉式芝刈機及び部分品(八)綿製品及縮入製品(綿布、旗、手巾、肩掛、家庭用品)(九)直徑四分の一時以下の植物纖維製網類(十)外套類及莫大小(下着を除く)(十一)枸橼酸、酒石酸、酒石クリウム(十二)硫化アルミニウム、ホタツシユ・アラム(十三)鹽化アルミニウム(十四)リソボーン(十五)護謄引織物(十六)スポーツ銃用藥莖</p> <p>註、右の内</p> <p>一、寫眞器はキー・インダストリー關稅として従價五割、無電用眞空管は同じく三割三分三厘の課税を受く</p> <p>二、商務院令第一號の品目中綿及人絹靴下、外套、男子洋服は本令の(十)項と重複する故廢止されたり</p>
	<p>電球及部分品。室内照明用電氣機具及部分品。綿製品及縮入製品(綿布、旗、手巾、肩掛、家庭用品)。直徑四分の一時以下の植物纖維製網類。外套類及莫大小(下着を除く)。護謄引織物。</p>

<p>昭和七年三月一日實施</p>	<p>從價一割の基礎關稅設置 現在各種關稅を課せられ居る商品を除き、一般に從價一割輸入稅を課す</p>	<p>四、ドライド・ヒース及蓄薇以外の植木 無稅</p>	
<p>昭和七年四月二十一日公布</p>	<p>過當輸入稅廢止及新稅率賦課 一九三一年末實施せる從價五割の過當輸入稅法を四月二十六日限り廢止し、該課稅項目を全部從價一割として一般稅表に移し、同時に其の稅表中完成品類大部分に對し一〇%、贅澤品類一五又は二〇%、鐵鋼牛製品三三%の各從價附加稅を課す</p>	<p>(附錄四の二參照) 國內産業の保護及贅澤品の輸入制限を目的とす</p>	<p>電球及部分品、綿布、刷子、護膜靴、玩具、絹製靴下、農産物、罐詰、油類等に多少の影響あり</p>
<p>昭和七年五月十一日實施</p>	<p>絹物輸入稅の引上 一、全部若は一部が絹或は人絹の絲、反物、アパレルに非ざる其他の製品は、現行稅の上に從價一割の附加稅を課す 一、全部若は一部が絹或は人絹のアパレルに對しては左記二種の内何れか高きに依る (イ)現行稅の上に從價一割稅を加へたるもの (ロ)全部絹物又は含有する絹の値段が、商品全部の値段の二割以上に當るものは目方一封度に付十二志、同人絹製品には五志 含有絹の値段が商品の値段の二割以下五分以上のものは一封度に付四志、人絹製</p>	<p>國內絹物生産業の保護を目的とす</p>	<p>本邦よりは羽二重、富士絹、絹紬等を輸入せるも元來高率なる上更に從價一〇%を附加せらるゝ故、今後の商談は益々困難となるべし</p>

<p>昭和七年五月十五日附報告</p>	<p>品一志八片、等 輸入税免除品目追加 Brown Camphor Peppermint Oil 其他の天然油六種を無税品目として追加せり</p>		
<p>昭和七年六月十四日實施</p>	<p>輸入銑鐵其他税率改廢 銑鐵輸入税を三三%引上ぐ 同時に従来附加税の適用なかりし Springs Steel 及 Iron Sheet 以下の Castings にも三三%税適用、木炭鍊鐵其他は附加税を廢止し、一般一割税に引下げ、尙左記品目を緊急必要上無税品目に加へたり 原料金剛砂、水銀、粗製酒石、酒石酸鹽、ケルプ</p>	<p>最近大陸品銑鐵相場崩落の結果、國內品を壓迫し休爐續出の懼れあるを以て、銑鐵(木炭銑鐵を除く)輸入税を引上ぐ</p>	
<p>昭和七年三月二十一日公布六月二十一日實施</p>	<p>輸入運動具、同部分及玩具の原産地を標記すべし</p>		
<p>昭和七年七月十五日實施</p>	<p>輸入運動具、同部分及玩具の原産地を標記すべし 輸入運動具、同部分及玩具に對しては原産地を標記すべし</p>	<p>輸入運動具、同部分及玩具の原産地を標記すべし</p>	
<p>昭和七年九月</p>	<p>附加税改正 アイランド自由國よりの輸入品に對し十割以下の關稅賦課をなすべきことを公布し、左記物品に對し從價二割を課することとなれり 食用生獸、バター、鶏卵、クリーム、ベークン、ポーク、家禽及野禽其他各種肉類</p>	<p>アイランド自由國の土地年金支拂停止宣言に對し、右年金未收入に對する填補のため</p>	

	<p>月三日附報 告</p>	<p>關稅諮問委員會の勸奨に基き革手袋附加稅 二割(現行一割)に引上、櫛(セルロイド其 他各種材料のもの)從價一割の附加稅設定 除虫菊及モラセスの無稅輸入</p>		
<p>アイルラ ンド</p>	<p>昭和七年十 月一日實施</p>	<p>對英國品關稅 特惠無稅輸入を撤廢し新關稅設定</p>	<p>英國がアイルランド よりの輸入品に對し 從價二割課稅せるに 對する報復</p>	
<p>佛蘭西</p>	<p>昭和六年三 月實施</p>	<p>チエツコスロヴァキアとの關稅 協定成立 佛蘭西よりチエツコに輸出する自動車及チ エツコより佛蘭西に輸入する木綿靴下類に 關し關稅協定成立したり</p>	<p>綿靴下輸入防遏</p>	
	<p>昭和六年四 月三十日實 施</p>	<p>木綿靴下輸入稅引上 チエツコスロヴァキアとの協定成立に伴ふ 改正なり</p>	<p>斯品輸入防遏(國內 斯業保護)</p>	<p>本邦綿靴下も稅率引上 (從來の從價稅を從量 稅に改訂)に依り輸入 を阻まるゝこととなり たり</p>
	<p>昭和六年十 一月廿九日 公布實施</p>	<p>靴類關稅改正 (品目) (一般稅率) (最低稅率) 一、長靴 六〇法—一〇〇法 一五法—二五法 二、其他 一四法—六〇法 三・五〇法—一五法 三、ゴム靴 改正を見たるが不明</p>		<p>本邦關係品左の如し 白色ブツク靴クレーア 又は護謨底靴</p>

<p>昭和六年十 二月十八日 公布</p>	<p>魚鱸詰輸入制限量公布 稅番第四七魚鱸詰をサーフィンと其他に分ち左のコンタンジヤンを設く(單位百キントル) サーフィンスペイン九四、ホルトガル二七〇、其他の諸國一一、計三七五 其他—米國一八五、加奈陀一六六、日本一六〇、諾威二七、獨逸二〇、自耳義一五、スペイン一二、ホルトガル一二、其他の諸國四三</p>	<p>(一九三一年十二月一日より明年二月廿九日迄の輸入に適用す、將來各コンタンジヤン滿了毎に告示の筈)</p>	
<p>昭和六年十 二月廿日公 布</p>	<p>バナナの輸入制限制度設定 外國産バナナの輸入制限制度を設定、同時にコンタンジヤン等を決定せり</p>	<p>佛領植民地生産者保護</p>	
<p>昭和七年一 月十二日公 布</p>	<p>玩具類輸入制限量公布 稅番第六四六號の第一を大體AよりJ迄に分ち、第六四六號の二ば之を二項に分ち、各一年分のコンタンジヤンを定め其の六分の一を一九三二年一月一日より同年三月末迄三ヶ月の輸入に適用す</p>	<p>本邦に重要なるものは前記稅番第六四六號第一の内 F、セルロイド玩具 獨逸以外の諸國同年三月末迄千疋 J、前掲なき玩具 八千五百疋</p>	
<p>昭和七年一 月十九日公 布</p>	<p>魚鱸詰輸入禁止 本邦並に諾威のサーフィン以外の魚鱸詰及其他の諸國のサーフィンの鱸詰は何れもコンタンジヤン滿了したるを以て、一九三二年一月十九日以後同年二月廿九日迄輸入を禁止する旨告示せられたり</p>		

<p>昭和七年三月八日公布</p>	<p>本邦魚鱈詰一時輸入禁止 サイアイン以外の魚類鱈詰本邦割當量満了せる趣を以て、本年五月末迄輸入を禁止す</p>		
<p>昭和七年三月九日公布</p>	<p>植物輸入禁止 米國産の生活力ある植物及果實の輸入、及通過貿易を禁止す 荷、オーストラリア、カナダ、支那、日本及ニュージラランドには <i>Aspidiotus perniciosus</i> の發生ある趣を以て、右五國にも同様の規定を適用す</p>		<p>本邦よりは、百合根は殆んど輸入せられず、蜜柑が多少輸入せられし事あるも成功せず、殆んど打撃を受くることなし</p>
<p>昭和七年三月十七、八、九日公布</p>	<p>電球其他輸入制限設定 天然水銀、或種の金屬製機械道具其他、金箔、硝子、電球外殼硝子管、紐或種の傘の骨、硫酸等に對しコンタンジヤン制度を設く</p>		<p>最も利害關係のあるものは電球なるも大なる影響なし</p>
<p>昭和七年三月二十一日公布</p>	<p>護謨靴關稅引上 左の如く引上ぐ（左記は最低稅率、一般稅率は其四倍） 短靴、海水浴用四法五〇、其他七法、高さ二十センチメートル以下の長靴十二法、 同四十二センチメートル以下二十八法、 高さ右以上のもの三十六法、 右は何れも男子用品の稅にして、女子用及小兒用には各品とも稍安き稅を設く</p>		
<p>昭和七年三月二十二日</p>	<p>貨幣價值下落國品に對する附加稅新設 本邦品及海峽植民地品に對し從價一割五分</p>		

公布	<p>の爲替補償附加税を新設せり</p> <p>本邦産魚類罐詰輸入割當満了</p> <p>日本産魚類罐詰(サーヂン以外のもの)の六月乃至十一月分本邦割當輸入數量満了の爲、十一月末日迄右輸入を禁止す</p>		
昭和七年四月八日公布	<p>沃度類輸入制限</p> <p>沃度類の輸入にコンタンジヤンを設け、四月一日より六月三十日迄左の如く割當つ</p> <p>一、粗製沃度 ドイツ一、二六、日本七二六其他諸國 一、二三</p> <p>一、精製沃度 ドイツ三〇〇、其他諸國〇</p> <p>一、各種沃化物 日本五三四、其他諸國六六</p>		
昭和七年五月一日公布	<p>輸入取引額税々率變更</p> <p>輸入取引額税(輸入外國品に對し輸入關稅以外に課する税にして、内國品に對する取引額税に相當す)率變更は三月三十一日の法律第三二條として採用されたり</p>		
昭和七年五月三十日附報告	<p>爲替補償附加税一部免除</p> <p>左記の品目に對する爲替補償附加税を免除せり</p> <p>樟腦、薄荷、ユーカリ等エツセンス、木蠟、脂質木材の丸太材、人造炭酸マグネシウム、或種の染料、製帽専用の眞田類、帽子、帽體等、製紙用フェルト羅紗</p>		<p>樟腦、薄荷、ユーカリ等エツセンス、精製天然樟腦、製帽専用の眞田類</p>
昭和七年九月二十三日	<p>鮭罐詰コンタンジヤン廢止</p> <p>今後新稅率にて輸入し得ることゝなれり</p>		

獨逸		公布九月二十五日實施	昭和五年一月一日實施	昭和六年四月一日公布實施	昭和六年五月十日實施 (食用豌豆は五月三日實施)	昭和六年七月十三日公布、同十五日實施	昭和七年一月十日實施
輸入税一部引上	模造眞珠及人造珊瑚輸入税引上 舊税の二十倍となれり	農産物及食料品輸入税引上 酵母、豆類、材木、豚、調味品、飲料等十二品目の關税を引上げたり	窒素肥料輸入税引上 アムモニア水及從來無税なりしものを百分に付 硝酸及同右 炭酸アムモニア及同右 硝酸ナトリウム及同右 硝酸加里及同右	獨逸、チエツコ・スロヅアキア、佛蘭西との間の陶磁器協定に基き、獨逸は佛蘭西と陶磁器輸入に關する協定税率を廢止せり	國産保護	國産保護	獨逸へ輸出せらるゝ本邦著色品は昭和七年一月十日より一般税率適用せられ、從來に比し
國産保護	國産保護	農業保護	國際窒素會議決裂し窒素肥料は激烈なる競争を開始したる爲め保護政策として關税を引上げたり	本邦關係品として豆類の税率は舊税の倍額となりたり	アナナス、眞田用麻糸及セルロイド玩具の税率引上、從來無税なりしアルミニウムに新税設定		

			<p>十割方引上の結果を生 ぜり</p>
<p>昭和七年一 月十八日公 布、十九日 實施</p>	<p>貨幣價值下落國品輸入税増徴 大統領は緊急命令を以て、政府に對し特に 經濟的必要がある場合に於て（一）貨幣價值 がパー以下に下落せる諸國の生産品に對し 輸入税割増を課し又（二）ドイツ通商條約 上の關係を有せざる國若はドイツ品を他國 より冷遇する國の生産品に對し高率なる關 税を課し得る權限を附與せり 政府は差當り一月二十三日よりバターに對 し右權利を實行せり</p>		
<p>昭和七年二 月十五日實 施</p>	<p>取引税及均衡税免除輸入品目發表 本邦重要輸出品中免除を受くべきもの左の 如し 一、油性果實一、原棉一、油類並同層一、 硬化油一、Iod一、絹屑</p>		
<p>昭和七年二 月十五日實 施</p>	<p>關稅引上 一、國內品に對する取引税と同率の權衡税 賦課 二、木材製品關稅引上</p>		
<p>昭和七年三 月二十六日 公布、同二 十七日實施</p>	<p>關稅引上 一割五分引上ぐ</p>	<p>豫算不足補充の一方 法として</p>	
<p>イタリー</p>	<p>昭和六年六 月十七日實施</p>	<p>農業機械使用石油の輸入税免除</p>	<p>農事改良及新式農具</p>

<p>月八日公布 實施</p>	<p>關稅及販賣稅を免除せらるべき石油は「ソマリヤ」赤百十一號の赤色を以て染色せられ、每一「キントル」に付染色物一瓦を含むものに限らる</p>	<p>使用獎勵の目的を以て免除す</p>
<p>昭和六年六月十七日公布 實施</p>	<p>鉛及同加工品輸入税率引上 一、鉛及其合成物一、蓄電池一、酸化物一、炭化物一、醋酸化物又は焦木性物一、電線又は電鋼索にして海底電線の如く鐵又は他の金屬にて保被されるもの</p>	
<p>昭和六年七月八日公布 實施</p>	<p>小麥粉及白玉蜀黍粉輸入税引上 小麥粉一「キントル」に對する關稅を現在の八七利(紙)を九二利九〇參に、又白玉蜀黍粉一「キントル」に對する關稅を九二利九〇參に引上ぐ</p>	<p>國產小麥粉の價格維持を目的とす</p>
<p>昭和六年七月九日公布 實施</p>	<p>冷凍肉及裸麥粉輸入税引上 冷凍肉無稅な「キントル」に付百利(紙)に裸麥一「キントル」に付四利五〇(金)を三六利五〇(紙)に裸麥粉一「キントル」に付六利五〇(金)を五〇利九〇(紙)に改正せり</p>	
<p>昭和六年八月十七日公布 實施</p>	<p>アルミニウム及同加工品輸入税率引上 アルミニウム及同加工品に關し輸入關稅國定税率を增加係數〇・八乃至一・六方引上げたり</p>	
<p>昭和六年八月十九日公布</p>	<p>小麥、小麥粉等輸入税率引上 一、小麥に對する國定税率を一「キントル」</p>	<p>國內市場に於ける國產小麥其他の價格保</p>

<p>布、實施</p>	<p>に付七五利と變更す 一、前項の改正に關聯し税率表中改正される品目は次の如し 白玉蜀黍、小麥粉、白玉蜀黍粉、セモリノ、小麥製麵類、軍用堅パン及同ビスケット</p>	<p>持を目的とす</p>
<p>昭和六年九月一日公布 實施</p>	<p>赤色又は黄色玉蜀黍及其粉輸入税引上 白色以外の玉蜀黍に對する税率從來每一「キントル」に付紙幣にて四利二〇參なりしを一躍三〇利に引上ぐ 右に關聯し白色以外の玉蜀黍粉及以外の穀物粉に對しても引上げを爲せり</p>	<p>リラ安定の爲輸入超過防止を目的とす</p>
<p>昭和六年九月二十五日 公布、實施</p>	<p>輸入附加税附加 外國より輸入せらるゝ非公定税率諸品目に對し十五%の附加税（但し石炭は十%）を賦課す、但し本法の適用無きものは左の如し 工業用の油性種子及動植物性油並脂肪、金屬性鐵石土石類、非金屬性鐵石、化學肥料、貴金屬棒屑、貨幣、襪襪、膺羊毛、膺船舶</p>	<p></p>
<p>昭和六年九月二十五日 實施</p>	<p>國定税率改正 改正品目左の如し 一、電信器、電話器、電話轉路器 一、無線電信器、無線電話器、テレビジョン、發聲活動寫眞器等</p>	<p></p>
<p>昭和六年九月二十六日</p>	<p>輸入税一部改正引上 一、稅番號七九一の（a）蘇用單寧エキス液</p>	<p></p>

<p>實施</p>	<p>體は每一「キントル」二十二利とす 一、稅番號七九一(b)の同土品固形は每一「キントル」四十四利とす</p>		
<p>昭和六年十月十日公布 實施</p>	<p>米及米粉の輸入稅率引上 米(粳、玄米、白米)、米粉の改正稅率は従前の約三倍となれり</p>	<p>國產米の保護助長、 外米輸入の防遏を目的とす</p>	
<p>昭和六年十月十五日公布 實施</p>	<p>珈琲輸入稅改正 左の如く輸入國定稅率を改正せり 一、稅番號第三七の(ロ)に掲記する珈琲炒りたるもの每一「キントル」に對する稅を七四〇利に、又粉末にせるもの每一「キントル」に對する稅を一〇二三利に改む 一、生の珈琲に對する消費稅は每一「キントル」に付一、一二三利、又炒りたる珈琲又は粉末にせる珈琲每一「キントル」に付一、五七三利とす</p>		
<p>昭和六年十月三十日公布 布</p>	<p>輸出綿製品に戻稅設定 外國より輸入されたる古綿(打返されたるもの)を原料として國內に於て綿布其他の綿製品を作り、之を輸出する場合戻稅の特典を許與す、右に關する細則は追て大藏大臣より公布せらるゝ筈なり</p>		
<p>昭和六年十一月二日公布 布</p>	<p>輸出綿製品に戻稅設定 外國より輸入せる棉花(全然新らしきものなり)を原料として、國內に於て種々の製</p>		

	<p>品となし輸出する場合には左の通り戻税をなす</p> <ul style="list-style-type: none"> 一、綿類每一「キントル」に付戻税七七利七〇參 一、綿絲每一「キントル」に付戻税七八利七〇參(以上本年十一月一日以降) 一、綿織物每一「キントル」に付戻税九八利九〇參 一、自動車類の護謨輪の内側に使用する綿粗布每一「キントル」に付七十一利(以上本年十一月十五日以降) 		
<p>昭和六年十一月十日公布</p>	<p>輸入柑橘類の汁關稅新設</p> <p>從來無稅なりしオレンヂ、セドロ及レモンの汁を濃化せるもの(但しアルコール分を含有せず砂糖を含むもの)に對し、關稅々率表中の稅番號第四四號マルメラータに準じて課稅す</p>	<p>(爾後は一「キントル」に付基本稅百四十七利(紙幣)及從價の十五%の附加稅の外更に含有する砂糖に對し、一「キントル」に付五十利を課稅せらる)</p>	
<p>昭和六年十一月十八日公布</p>	<p>輸入附加稅適用規則</p> <p>曩に政府は輸入商品に對し從價十五%の附加稅を課すべきを公布せるが、今回右適用規則として課稅の除外免稅品目を發表せり</p>		
<p>昭和七年一月四日公布</p>	<p>外國貨物陸揚稅賦課</p> <p>外國諸貨物に對して陸揚稅を賦課するも右</p>		

瑞 西				
昭和七年五月十四日公布	卸製造用材輸入税改正 從來無税なりし卸製造用の象牙、棕櫚及タム棕櫚の種子に對し、一「キントル」に付百三リラの輸入税を課す、又前記棕櫚材の角又は圓形に切りたるものは、從來一「キントル」に付十五「リラ」なりしものを百三「リラ」に引上ぐ。尙右課税の外増加係数を〇・八となし更に従價一割五分の附加税を課す	昭 和 七 年 三 月 四 日 公 布	昭 和 七 年 一 月 一 日 よ り 實 施	は陸揚輸送に係る輸入品又は通過貨物には適用せられざる趣なり
昭 和 六 年 七 月 六 日 實 施	輸入税率の引下及新設 各種製鐵工業材料及鐵工用の機械工具の輸入關稅を引下ぐ ペアリングホール及軸承（鋼鐵製）等の鐵製品等に付ては稅番を新に設く	昭 和 六 年 八 月 二 十 五 日 公 布、同 九 月 十 日 實 施	昭 和 六 年 一 月 一 日 よ り 實 施	は陸揚輸送に係る輸入品又は通過貨物には適用せられざる趣なり
昭 和 六 年 十 二 月 二 十 三 日	輸入制限法 本法は所謂經濟的委任法として原則的大綱	昭 和 六 年 十 二 月 二 十 三 日	昭 和 六 年 十 二 月 二 十 三 日	は陸揚輸送に係る輸入品又は通過貨物には適用せられざる趣なり

<p>日公布、實 施昭和七年 十二月三十 一日迄有效</p>	<p>を規定するに過ぎず、第一條國內産業の根本利益が脅威せらるゝ場合之を保護し殊に失業に失業を防遏する爲め、聯邦政府は國家の一般的經濟利益を慮り、例外的・一時的措置として、其指定すべき貨物の輸入を制限し、又は右輸入には政府の定むる條件に依りて發給せらるべき許可證を要するものとすることを得。聯邦政府は右許可證の發給には貨物の價格に比例する税の支拂あることを要するものとすることを得。以下八條の項目あり</p>	<p>昭和七年一月十九日公布 一月二十日實施</p>	<p>輸出税賦課 スイスより輸出せらるゝ古物レース製造機械に對しては「キンタル」に付八百「スイス・フラン」の輸出税を課す</p>	<p>昭和七年三月二十三日公布 四月一日實施</p>	<p>輸入關稅の一部引上 ナリ、硝石、硫酸アムモニア、粗製合板製羽目板、冷却機械及冷却器及其部分品等に就き稅率を引上ぐ</p>	<p>昭和七年四月三十日實施</p>	<p>輸入制限に關する經濟省令 第一條に於て特別許可を受くるに非ざれば普通稅率にて輸入することを得ざる品目を各國原産地別に依りて之を指定せり、第二條に於て一定の手袋は當分の間特別許可なくして普通稅率に依り輸入することを得る旨改正せり</p>	<p>絹人絹織物及同混織品は一定量（原則として一九三一年に於ける本邦よりの輸入量）を超過する分は普通稅率一キンタル三百法に依らずして一キンタル二千瑞西法の輸入税を課す</p>
--	--	--------------------------------	---	--------------------------------	--	--------------------	---	---

<p>昭和七年五月十二日實施</p>	<p>輸入制限に関する大統領令 麥、砂糖、石炭、コーク發動機用ベンジン、鐵油、葉煙草其他の品目の輸入には特別許可を要し且右輸入は一定の數量内に限らる等 輸入制限に関する經濟省令 本令は前項の施行細則にして右大統領の指定せる品目の輸入が、當該品目の規則的輸入を爲す輸入業者に依りて行はれ且正當の範圍内に留る限り當分の間輸入の特別許可を要せずと規定す等</p>	<p>昭和七年六月一日實施</p>	<p>輸入制限に関する大統領令 果物、野菜、窓掛類、特定の金具類等本令に掲ぐる品目は特別許可を受くるに非ざれば普通稅率に依りて輸入することを得ず 輸入制限に関する經濟省令 本令は前項の施行細則にして原産地の如何を問はず總て輸入に特別許可を要する品目を指定し同時に各國原産地別に依り夫々品目を指定せり</p>	<p>昭和七年五月二十九日公布六月一日實施</p>	<p>輸入税一部引上 製粉層外數點の品目に對し輸入税の引上を爲せり</p>	<p>昭和七年七月十日實施</p>	<p>輸入制限品目追加 從來の輸入制限品目に若干品種の追加を爲</p>

オーストリア	
昭和六年六月二十七日公布、同三十日實施	<p>せるが、陶磁器類中には白又は黄色陶器、硝子其他あり。右は原産地の如何を論ぜず許可なしには輸入を爲し得ず</p> <p>珈琲及茶の輸入税率引上 (單位金「クローネ」百冠に付) 現行税率 改正税率 珈琲(生珈琲 炒りたるもの) 一三〇〇 二二〇〇 二五〇五 四二〇〇</p>
昭和六年十月二十六日實施	<p>家畜關稅附加稅賦課</p>
昭和七年一月一日實施	<p>關稅引上 獨逸條約に基き一般國に對する一部關稅引上</p>
昭和七年一月二十二日	<p>關稅改正 人絹、綿絲等引上</p>
昭和七年二月十二日	<p>關稅引上 小麥、小麥粉</p>
昭和七年三月十七日	<p>關稅引上 鉛及同含有物</p>
昭和七年四月二十八日公布、同三十日實施	<p>輸入禁止令 奢侈品其他食料品、工業製品等約四十種の品目に關する輸入禁止を爲す</p>
	<p>財政整理の手段として關稅收入の増加を目的とす</p>
	<p>不必要なる輸入の防遏と爲替管理とを併立して貨幣制度の安定維持を計ると共に</p>
	<p>海老及蟹罐詰、綿製品、紙類、護謨靴、絹靴下等制限さる</p>

		ハンガリ	
昭和七年七月十六日公布、實施	昭和六年七月二十八日公布、實施	昭和六年十月實施	昭和六年十一月十八日實施
第二輸入禁止令 本令は四月二十八日公布の輸入禁止令の內容範圍を擴張せるものにして、新に輸入禁止品中に加へられたるもの左の如し 果物(杏、櫻桃、林檎、梨)、調理せる果物、葱、蒜、野菜(トマト、青豆、青豌豆、胡瓜)、鶏卵、卵黄、飲料礮水、罐詰青豆、繪葉書、獵銃、鉛筆等	關稅率改正	合糖關稅附加稅賦課	關稅引上 スレート・グラマホーン、其他小型自動樂器等
今後他國との通商々議に際し懸引の目的に利用し輸出貿易の恢復振興を計らんとす			關稅引上 屑紙、書籍類等
本邦の對オーストリア輸出貿易上注意すべきものなし			ライ麥、裸麥、小麥粉及穀粉關稅附加稅

<p>月九日實施</p>	<p>昭和六年七月十日實施</p>	<p>昭和六年九月二十六日實施</p>	<p>昭和六年十月二日實施 及昭和七年二月十日實施</p>	<p>チエツコ スロヴァ キア</p>	<p>オランダ</p>
<p>賦課 豚關稅附加稅引上</p>	<p>リース關稅引上</p>	<p>燕麥、小麥粉關稅附加稅引上</p>	<p>輸入品代金支拂管理制限</p>	<p>昭和七年一月二十日公布同二十三日實施</p>	<p>昭和六年十月二十四日公布昭和七年一月一日實施</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>輸入管理委員會を設立し、チエツコ國輸入者が一定の外國品を輸入するが爲には、豫め之を國立銀行に申請することを要し、更に國立銀行は管理委員會の承認を経るに非ざれば、輸入者に對し輸入品代金の支拂を許可し得ざることゝしたり</p>	<p>關稅定率法改正 第一條從價稅率引上、第二條從量稅引上、第三條附屬稅率の引上、第四條本法施行に當りての規定等なり</p>	<p>國家財政の現状に鑑み輸入稅增收を目的とす</p>
<p></p>	<p></p>	<p></p>	<p>我國よりの輸入品にして本令の適用を受くるもの多く、又取引は從來よりも一層多くの時日を要することゝなり、一部の者は今後の輸入は絶望なりとさへ見てゐる</p>	<p>我國よりの輸入品は大宗たる植物性油の稅率を每百匁五十五仙より七十仙に引上ぐるもの他は從價八分より一割への引上となれるもの最多數なり</p>	<p></p>

<p>昭和七年一月二十三日公布同二十日六日實施</p>	<p>輸入制限實施 各品目の各國別割當は牛肉類の輸入制限割當を最初として其後數種品目に對し實施されたり</p>	<p>昭和七年三月二十一日公布二十日實施</p>	<p>陶磁器輸入制限實施 陶磁器、上製陶器、衛生陶器、壁瓦に對する三月一日より五月三十一日迄の三ヶ月間に於ける各國への割當を決定せり</p>	<p>所定期間内に陶磁器は廿六萬六千「ギルター」、上製陶器は五千十八「ギルター」にして、衛生陶器及壁瓦は皆無なり</p>
<p>昭和七年三月二十二日公布及二十三日實施並に四月七日公布及實施</p>	<p>輸出統制法中改正 輸出統制に關する法律（一九三一年十二月二十四日の法律）中フランスに對する輸出に關し施行規則を定む（一月四日公布） 輸出統制法中第二條を變更す（一國がオランダよりの輸出を妨害する場合は當該國に對する右貨物の輸出に關する規則を定むることを得）等、（三月二十二日公布） 尙又右輸出統制法第三條中に規定せらるる原產地證明書發給に附隨する諸種の費用以外に屬する金錢の徵收に關して改正せり（四月七日公布）</p>	<p>昭和七年三月二十九日公布</p>	<p>靴類及陶磁器輸入制限規定變更 靴類に對する輸入制限割當の有効期間を一、九三二年九月末日迄とする外多少の變更を加へて四月一日より實施することとせり、尙陶磁器輸入制限割當に關しては實施期日</p>	

<p>ポルトガ ル</p>	<p>昭和七年四月四日實施</p>	<p>二割追加關稅賦課</p>		
	<p>昭和七年五月三十一日 公布昭和八年一月三十一日迄實施</p>	<p>陶磁器輸入制限の實施期間延長 本年五月三十一日を以て滿期となれる陶磁器の輸入制限割當措置は上記期日迄之を延長せり、尙從來の規定に多少の變更を加へたり</p>		
<p>昭和七年四月二十八日 公布昭和八年一月三十一日迄實施</p>	<p>輸入制限割當改訂 輸入制限割當中、毛織物類及半毛織物類等は何れも四月三十日を以て滿期に達せるも勅令を以て上記の如く實施期間を延長せり尙右勅令は割當制限率其他に關し從前の勅令の規定に對し夫々變更を加へたり</p>			
<p>昭和七年四月十八日公布同十九日實施</p>	<p>輸入牛酪割當制限實施 四月一日より向ふ三ヶ月間内に於ける當國輸入は一九二八、九、三〇の三ヶ年に於ける三ヶ月間の平均輸入數量の百分を超過するを得ず</p>			
<p>昭和七年四月十三日公布</p>	<p>輸入牛肉類割當制限延期 四月十五日を以て滿期となる牛肉類の割當制限は七月十六日迄延期さる</p>			
	<p>を三月二十六日に變更せる外項目の廢棄新設の變更を爲せり</p>			

ク デン マー	瑞 典	昭 和 五 年 一 月 一 日 實 施	關 稅 定 率 法 の 全 體 的 改 正 稅 率 の 改 正 は 少 數 に し て 品 目 の 増 減 、 分 類 及 配 列 の 變 更 並 に 課 稅 及 通 關 の 簡 易 化 を 本 旨 と し た り	關 稅 引 上 金、銀、プ ラチナ及其 合金	昭 和 七 年 六 月 四 日	關 稅 引 上		
	昭 和 七 年 六 月	關 稅 引 上						
		昭 和 七 年 二 月 一 日 公 布 實 施	追 加 關 稅 法 實 施 稅 番 一、二、四、六、七、十、十一、十二、 十五、十六、十七、十八、二十、の各項目 の中より抽出新課稅を爲せり					
		昭 和 七 年 二 月 二 十 二 日 公 布 二 月 二 十 三 日 よ り	砂 糖 輸 入 制 限 實 施 政 府 又 は 政 府 の 特 許 を 得 た る 以 外 の 者 の 砂 糖 輸 入 を 禁 止 す					
		昭 和 八 年 二 月 二 十 八 日 迄 實 施						
		昭 和 六 年 十 月 十 六 日 實 施	重 要 完 成 品 一 割 引 上					
				瑞 典 貿 易 の 數 年 來 の 發 達 に 伴 ひ 舊 稅 法 に 規 定 す る 品 目 に て 不 充 分 と な り 分 類 亦 適 切 を 缺 く に 至 り た る を 以 て 之 を 時 勢 に 適 應 せ し む る こ と を 目 的 と し た り				
				歲 入 の 増 加 を 目 的 と す				
				玩 具、鞆 油、罐詰、造 花、セル ロイド製 品等 多 少 の 影 響 を 受 く る と 思 は る				
				眞 珠 母、樟 腦、テレ ビ ン油、サ フラン油、 薄荷油、 罐詰類は 稅率全 く従前通 り。陶磁 器、籐、 竹、洋傘 類、絹織 物、綿織 物に付き ても 分 類 細 目 の 上 に 僅 少 の 變 更 あ り た る に 過 ぎ ず				

<p>昭和六年十一月末實施</p>	<p>贅澤品關稅引上</p>		
<p>ノルウェー 昭和六年十月實施</p>	<p>チユーインガム關稅附加稅賦課</p>	<p>國庫增收を目的とす</p>	
<p>追加關稅實施 昭和七年一月十三日公布、實施</p>	<p>現行輸入關稅に對して追加するものにして (一) 珈琲及砂糖に對しては現行關稅の五%を(二) 一切の品目(但例外あり)に對しては現行關稅の二〇%(金價値水準迄)を追加賦課するものなり</p>		
<p>フィンランド 昭和六年十一月十四日實施</p>	<p>完成品關稅引上</p>		
<p>ポーランド 昭和六年十二月二十九日公布昭和七年二月一日實施</p>	<p>輸入制限品追加 從來の輸入制限品に六十餘種の品目を追加せり</p>	<p>自國商工業保護を目的とす</p>	<p>本邦に影響ありと認めらるゝものは鉦、木綿織物、生木綿織物、洋傘、ステツキ、厚紙及同製品、ラザオ部分品及婦人帽子等なるべし</p>
<p>トルコ 昭和六年十一月十六日實施</p>	<p>輸入制限令公布及國令に依る輸入決定額 輸入制限令主要なる條項左の如し 一、土國製造業に充てらるゝ原料品外輸入品は一九三一年十一月十六日以降政府は毎月の最高輸入額を決す、十二月末迄の額は本令と同時に公布す(一九三〇年度</p>	<p>現下の經濟的危機に際し貿易の均衡を得ることを目的とす</p>	<p>一九三一年十一月十六日以降十二月迄の輸入決定額中本邦に關係あるもの左の如し(單位貝紐鉦三九〇。セルロイド製品三八七。同齒</p>

同時期の輸入額を標準とす)
 一月以降の分は各々二ヶ月分宛二十日前
 の豫告を以て官報公布、右輸入品は税關
 著日附順に計算せられ、其月額を越ゆる
 場合は翌月の制限額中に回さるべし

刷子三五四。未晒綿絲
 十四番迄 一四三、〇
 〇〇。二十四番迄 一
 八〇、二〇〇。二十四
 番以上 一三、八二〇。
 晒綿絲十四番迄一〇、
 一一〇。二十四番迄二
 〇、五〇〇。二十四番
 以上一二、四〇〇。粗
 布三五七、〇〇〇。縞
 三綾莫大小生地 六八
 九、〇〇〇。生地綿布
 六五、〇〇〇。捺染綿
 布 三六二、〇〇〇。
 晒綿布 八六、〇〇〇。
 ベルベツチン 一二、
 〇〇〇。靴紐、護謨紐
 二、八〇〇。護謨靴
 五〇、八〇〇。陶磁器
 二二、〇〇〇。電球七、
 二〇〇。硝子釦 四〇
 〇。自轉車部分品 一、
 五〇〇。除蟲藥 九〇
 〇。人形類 四、四〇
 〇。絹製品竹ステッキ
 類、パナマ帽は本期間
 輸入禁止

<p>昭和六年十月十日公布、實施</p>	<p>輸入制限施行條令と輸入決定量 右記輸入制限令の實施振りは當初確定せず爲めに經濟省其他關係各廳に於て内外方面の希望をも參酌し種々攻究中なるやに傳へられたるが、政府は新たに前條令の解釋及改正並に施行手續を包含する條令を公布せり</p>		<p>本邦關係品目の昭和七年度一、二、三月分輸入決定數量表は右記各項目に就き増加せるもの減少せるもの、禁止せるもの、無制限とせるもの等あり</p>
<p>昭和六年十二月十日公布</p>	<p>第二回輸入制限令 一九三二年一月、二月、三月の輸入許可決定額公表、無制限品は國內産業に必要な機械類、トルコ輸出品包裝材料、藥品衛生材料、種、苗木、害蟲驅除器、同藥品、教育參考資料等なり</p>		<p>禁止品—セルロイド製品、玩具、硝子、鉛、無制限品—未成ステッキ、麥稈眞田、未晒綿絲、除蟲藥、硝子壘</p>
<p>昭和七年二月二十日公布</p>	<p>第三回輸入制限令 無制限輸入品として、染色せざる總ての綿絲類、船舶、航空機類を追加せり 禁止品としては綿編物のシャツ、靴下類、綿タオルを掲ぐ 尙四、五、六月分合計輸入許可量をも決定せり</p>		
<p>昭和七年三月二十七日公布</p>	<p>輸入制限實施前註文品の通關許可 昨年十一月十六日輸入制限令公布前に註文を發し、然も其代金の一部若は全部が支拂濟なる外國輸入品にして、右輸入制限令の結果トルコ所要の第一必需品たらざる理由を以て、今日迄通關を許され居らざる品目に關し之が通關を許可す</p>	<p>當業輸入者は輸入制限令の事實を全然豫知せずして註文を發し、然も其代金の一部又は全部が支拂はれ居るにも拘らず突</p>	<p>然の輸入制限令の結</p>

<p>昭和七年五月二十一日公布</p>	<p>第四回輸入制限令 七月一日以降三ヶ月間の許可數量を決定せり</p>	<p>果、通關を許可せられざるは不合理なりとの當業者方面よりの陳情は至當なりと認められしに依る</p>	<p>上記期間中、本邦への主要割當左の如し(單位「キログラム」)貝釦七百三十、米百三十萬、茶十一萬三千六百等</p>
<p>昭和七年五月四日公布</p>	<p>輸入制限令變更 醫藥、衛生、竝に工業材料に就ては從來無制限輸入を許可し居れるも之にカネル、ゴム外四品目を追加せり</p>		
<p>昭和七年五月十一日公布</p>	<p>コンタンジヤン令變更 一九三一年十二月十日公布のコンタンジヤンに關する大統領令中外國より輸入する原料品は無制限輸入を許可し來りたる處今回之に(一)綿製帶狀の壓搾用トアル(二)大理石の粉末を追加せり</p>		
<p>昭和七年五月十一日公布</p>	<p>輸入制限令變更 輸入制限令に關しステアリン、燒土外數品目を追加せり</p>		
<p>昭和七年七月二日制定</p>	<p>茶、砂糖及コーヒー輸入統一法</p>		
<p>昭和七年八月</p>	<p>第五回輸入制限令</p>		

<p>昭七年九月二十六日 公布實施</p>	<p>十月以降三ヶ月間の許可數量を決定せり</p>	<p>從來の極端なる制限令及輸入許可量の不安定に基く商取引の萎縮、必要原料の不足による工業經營の困難加はりたるに鑑み、工業原料の自由輸入を確立し必要品の自由輸入量を増加し、毎期許可量の激變を避けんとするに在り</p>
<p>昭和六年七月二十四日 公布</p>	<p>關稅法の改正 政府は從來の關稅法に對して部分的改正を加へたるが該改正は旅客の携帶品に對する待遇、保稅期間、課稅上の紛議裁決、輸入貨物の價格の決定、稅目に含まれざる貨物の課稅率、課稅品に關する旅客の申告、葡萄酒の輸出、條約上の生産に係る無稅品に對する内地稅賦課等に關するものである</p>	<p>（イ）一切の商品に對し、數量及品質に基き輸入制限を爲すこと（ロ）生活必需品、原料品及植民地物品並に關稅及通商條約委員會の意見を聞き、</p>
<p>昭和七年四月二十九日 公布</p>	<p>輸入制限法公布 經濟大臣、大藏大臣は（イ）一切の商品に對し、數量及品質に基き輸入制限を爲すこと（ロ）生活必需品、原料品及植民地物品並に關稅及通商條約委員會の意見を聞き、</p>	<p>（イ）一切の商品に對し、數量及品質に基き輸入制限を爲すこと（ロ）生活必需品、原料品及植民地物品並に關稅及通商條約委員會の意見を聞き、</p>
<p>昭和七年四月二十九日 公布</p>	<p>輸入制限法公布 經濟大臣、大藏大臣は（イ）一切の商品に對し、數量及品質に基き輸入制限を爲すこと（ロ）生活必需品、原料品及植民地物品並に關稅及通商條約委員會の意見を聞き、</p>	<p>（イ）一切の商品に對し、數量及品質に基き輸入制限を爲すこと（ロ）生活必需品、原料品及植民地物品並に關稅及通商條約委員會の意見を聞き、</p>

ギリシヤ

<p>アルーマニ</p>	<p>ユーゴスラヴィ</p>	
<p>昭和七年四月二十七日公布 五月五日實施</p>	<p>昭和六年十月二十八日實施</p>	<p>昭和七年五月七日公布 五月十五日より向六ヶ月間實施</p>
<p>輸入貨物に對する原産地證明 當國に輸入せらるゝ貨物に對しては、原產地證明を提出すること等</p>	<p>關稅引上 重炭酸ソーダ、膠等 大藏大臣に關稅率決定權賦與</p>	<p>輸入許可量決定 輸入制限法は議會を通過し、施行細則が公布され、先づ六ヶ月間の輸入許可量を決定せり</p> <p>輸入許可量に關する特別規定 當國輸入許可量に關し、輸入品代價の支拂をギリシヤ品の輸出に依り決濟する場合には、中央銀行の許可を得て輸入制限量を超過することを得べき旨の特別規定を設く</p> <p>採油用植物及種子關稅賦課</p>
<p>オーストリア及ハンガリー兩國産の輸入貨物を取締るため</p>		<p>當國政府の重要視する物々交換に依りギリシヤ品の輸出増進を目的とす</p>
		<p>海産物、磁器、綿布類、玩具等各割當てらる</p>

<p>昭和七年五月九日附報</p>	<p>石油の輸出許可 大體左記條件の下に石油の輸出を許可す (イ) 精油工場を所有又は賃借する原油生産業者は、其精油工場の生産能力の七十四%を超過する數量を輸出することを得 (ロ) 精油工場を有せざる原油の生産業者は其生産の全部を輸出することを得 (ハ) 國營企業は自由に輸出する事を得</p>	<p>從來國內精油工業保護の爲原則として石油の輸出を禁止し居りたるが最近精油の世界的生産過剰に依る輸出不振と原油生産の漸増の爲に因る</p>	<p>税率引上の本邦關係品 陶磁器、Dried Beans、模造眞珠、帽子セルロイド製品等二十三種 右の増税割合 本邦輸出品中有税品全體の上より見れば平均從價六分六厘方、又税率引上を見れば二十三日の上より見れば二割三分三厘方の増税なり 主たる關係國は伊太利和蘭、獨逸にして本邦には影響なし</p>
<p>米 國 (アラスカ及 布哇を含む)</p> <p>昭和五年六月十九日實施</p>	<p>輸入税大改正(スムート・ホレイ案) 一、税率引上品目八八七、引下品目二三五、殊に農産品の税率引上顯著なり 一、新税と舊税との平均從價税率比較 (全輸入品に對する平均税率) (有税品に對する平均税率) 新税 一六・〇% 三八・九% 舊税 一三・八% 三四・六%</p>	<p>産業の奨励、農業の救済、勞働者に對する職の保護、就中農業の保護を主眼とす</p>	<p>税率引上の本邦關係品 陶磁器、Dried Beans、模造眞珠、帽子セルロイド製品等二十三種 右の増税割合 本邦輸出品中有税品全體の上より見れば平均從價六分六厘方、又税率引上を見れば二十三日の上より見れば二割三分三厘方の増税なり 主たる關係國は伊太利和蘭、獨逸にして本邦には影響なし</p>
<p>昭和六年四月十五日實施</p> <p>昭和六年六月二十五日公布</p>	<p>輸入税一部改正(伸縮關稅規定に依る) 羊毛フェルト製帽子、帽子ホデー、食用セラチンの税率引下、製紙用鐵條の税率引上</p> <p>輸入税率變更 増率品目—乾卵、麻繩類、自轉車用小鈴 減率品目—曲木家具類、四十封度以下の包装入橄欖油、パイプ・オルカン及部分品</p>	<p>上記税率の増減はホレイ・スムート關稅法中の伸縮條項の規定に依るものなり</p>	<p>税率引上の本邦關係品 陶磁器、Dried Beans、模造眞珠、帽子セルロイド製品等二十三種 右の増税割合 本邦輸出品中有税品全體の上より見れば平均從價六分六厘方、又税率引上を見れば二十三日の上より見れば二割三分三厘方の増税なり 主たる關係國は伊太利和蘭、獨逸にして本邦には影響なし</p>

<p>カナダ</p>	<p>昭和六年十一月十九日 發表同年十二月十九日 實施</p>	<p>昭和六年十月三日決定發表</p>	<p>輸入帽體關稅變更</p>
<p>昭和五年五月二日發效</p>	<p>自昭和七年六月二十一日至昭和九年六月三十日實施</p>	<p>輸入品包裝用米國製ボール函の關稅免除 <i>Ensheathed Packages</i> と稱せらるゝものも單純なるボール函と同様、稅番第一六一五第一項の <i>Steel Boxes, Casks, Barrels</i> 等と類似の目的を以て包裝容器として使用せらるる場合には、同第二項の <i>Other Container of Coverings</i> として之を認め、其無稅通關許與は此の如き包裝容器を米國より輸出したる者自身により、若くは輸出者の勘定にて輸入せらるゝ場合のみに限らるゝべきものに非らざる旨を決定せられたり</p>	<p>帽體にして、眞田の外端の目に絲を通じ眞田の各端を牽着せしめたるものは之を <i>Wire Hat</i> と認め、稅番第一五〇四(B)の(四)に據り一打三弗及從價五割を課稅することとなりたり</p>
<p>輸入稅改正 一、(A)稅率引上のもの (イ)一般稅率品五四(ロ)中間稅率品三五(ハ)特惠稅率品一一</p>	<p>輸入稅新設及引上 一、石油類、石炭類、銅鑛及銅製品等の輸入稅を新設し 一、木材の輸入稅を引上ぐ</p>	<p>財政收入を目的とす</p>	<p>財政目的と英國の特惠増進</p>
<p>本邦關係品は茶、セルロイド及同製品、樟腦、大豆粕等にして、稅率(本邦品は中間稅率の</p>			

<p>昭和五年九月十七日實施</p>	<p>輸入税改正と關稅法の一部改正（議會未通過實施） 別に相殺税の廢止 （備考） 相殺税は加奈陀産品に對し加奈陀の同種品に對する關稅率よりも高率なる輸入税を課する國よりの同種輸入品に對しては何等關稅率を改正することなく該國が同種加奈陀産品に課すると同額の輸入税を自動的に課し得ることを定めたるものにして右は昭和五年六月の米國關稅改正に對し加奈陀の農産品保護の爲め本年五月に新設したるものなり</p>	<p>失業救済の緊急措置なる旨を標榜</p>	<p>適用を受く）は据置又は引下となりたれど特惠關稅との關係上不利となりたり</p>
<p>昭和六年八月三日裁可 適及して六月二日より實施</p>	<p>輸入税改正と關稅法の一部改正 前回の改正を更に改正したるものにして英特惠稅率には手を觸れず主として中間及び一般稅率の引上なり</p>	<p>失業救済の緊急措置なる旨を標榜</p>	<p>本邦關係品目一茶、精米、乾物又は罐詰食料品の一部、セルロイド製品、絹織物、絹布、玩具、釦、刷子等にして本邦への影響は前改正の場合と同様なり</p>

<p>昭和六年九月二十八日 公布、實施</p>	<p>輸入税評價相場變更及ダンピング税の擴張 當國輸入貨物の外國貨幣表示價格は從來總督の發表する外國貨幣換算公定相場を基準として輸入税率を算出せしも今回積出當日の爲替相場を基礎として評價課税することとせり、但英國品に對しては磅の下落に拘らず特に公定相場により課税す</p>	<p>爲替變動による不利に對應するを目的とす</p>
<p>昭和六年九月三十日公布</p>	<p>英國品にもダンピング・デューティを適用することとせり</p>	
<p>昭和六年十月十日發表</p>	<p>輸入税算定の外貨換算方法變更 一、爲替相場下落せる諸國よりの輸入品に對する課税評價に際し、貨幣換算價格は總べて當該國貨幣に對する公定相場を以てす 二、右輸入品中加奈陀製品と同種同級のものに對し、輸入者の加貨支拂額が當該國貨幣公定相場以下なるときは、其實渡價格は輸出國に於ける市價以下と見做し、之にダンピング・デューティを適用す</p>	
<p>昭和六年十月二十三日 發表同二十 六日實施</p>	<p>輸入英國品に新課税設置 一、スベシアル・デューティ適用に對する英貨の公定相場は之を加貨四弗四十仙と定め、同税は毎月一日より十五日迄及十六日より其月末迄、各十五日間に對し政府の發表する英貨爲替平均相場と前記</p>	<p>最近當國輸入業者より英國に於ける諸物價が九月二十日以後一割以上騰貴したることを指摘し、英國品に對するダンピン</p>

<p>昭和六年十一月三十日 實施</p>	<p>蜜柑輸入税改正 本邦産蜜柑にして日本より直接加奈陀に輸入せらるゝ場合は無税となりたり</p>	<p>ク・テューティは右騰貴に顧み現在の公定相場より一割を引下げたる額を以て定むるを適當とする旨進言したる爲、政府に於ても其事實を認め今回の改正を行ひたるものと謂ふ</p>
<p>昭和六年十月十日 公 布</p>	<p>ソヴィエト聯邦産毛皮輸入解禁 當國政府は昭和六年二月二十七日附勅令を以てソヴィエト聯邦産石炭、ウツド・バルブ、バルブ・ウツド、木材、石綿及毛皮の輸入を禁止せるも右の中毛皮とあるは何等加工せられざる毛皮以外の毛皮を意味する旨を定めて今回の解禁を爲せり</p>	<p>ソヴィエト聯邦産毛皮輸入禁止の爲毛皮外套製作上頗る不便なりとて豫て毛皮商組合より之が解禁を嘆願し居りたる結果なりと謂はる</p>
<p>昭和六年十月十二日 實施</p>	<p>輸入人絹及綿織物最低評價格決定 左の通り決定を見たり 一、綿スコツチ、綿服地及之と同種の綿織物にして一碼平方六オンス以上のもの一封度に付加奈陀貨二十五仙 二、綿フランネル、綿ロープ・クロース、綿毛布、綿毛布地及之と同種の毛揉み綿織物にして一碼平方六オンス以上のもの一</p>	<p>人絹織物及綿織物並人絹綿混織物が加奈陀の産業を害する如き状況にて輸入せられ居るに顧み、加奈陀政府は該品輸入税額算定に付公正なる市價と認むべき特定</p>

<p>昭和六年十二月二十二日決定</p>	<p>輸入品最低評価格追加 Stationary lighting fixtures and Portable electric floor, table and novelty lamps and shadesに對し一單位の送狀にて價格三弗二十五仙以下の場合之を三割三分の一に引上げ、右以上の價格なるときは之に一弗十仙を加へ其評價格とすることに決定せり、但右特定評價は十二月二十二日迄に購入し且つ一月二十二日迄に輸入せられたるものに對して之を適用せず</p>	<p>評價額を決定するの權限を國稅大臣に與へたる處同大臣は右權限に基き上記の如く定めたるものなり</p>
<p>昭和七年三月實施</p>	<p>輸入品特定評價格追加 襪履及洋傘にして中間及一般稅率適用の物に對して特定評價を左の如く實施せり 襪履白一「ボンド」に付十一「セント」、色物八「セント」 洋傘（柄を除く）綿織物一「ダース」に付</p>	<p>評價額を決定するの權限を國稅大臣に與へたる處同大臣は右權限に基き上記の如く定めたるものなり</p>

封度に付四十仙
三、右同六オンス未満のもの一封度に付四十四仙
四、人絹織物にして稅番五六一（別掲なき人絹織布、及羊毛を含まざる人絹混織布）に該當するもの一封度に付一弗二十五仙
右評價額は工場渡價格とし爲替相場に拘らず總ての外國より輸入せらるゝものに適用す。但し十二月二十二日迄に購入し且明年一月二十二日迄に輸入せらるゝものに對しては之を適用せず

曩に決定せる輸入人絹及綿織物最低評價格設定の目的と同一目的に依る

<p>昭和七年三月二十九日 公布</p>	<p>十二弗六十五仙、絹綿交織にして綿を主に する物十九弗三十仙、同じく絹を主とする 物及絹物二十七弗六十五仙</p>
<p>小麥、同麥稈、蕨及糠の輸入制限 政府は曩に黒穂病豫防の爲、一九三〇年二月以來オーストラリア及アジア産小麥同麥稈、蕨及糠は其生産地方に黒穂病現存せざる旨の輸出國官憲作製の證明書あるに非ざれば、之が輸入を禁止し居れる處、今回勅令を以て爾今之等輸入に對しては右證明書の外輸入業者に於て豫め農務省害虫及黒死病法諮問會より輸入許可證を受くべしと改正せり</p>	
<p>昭和七年六月二日及十日附報告</p>	<p>輸入鉛筆及莫大小地に特定評價實施 關稅法セクシヨン四三に基き、鉛筆及毛莫大小地及綿莫大小地の輸入に對し特定評價を實施することゝなれり</p>
<p>昭和七年六月十七日實施</p>	<p>對佛通商協約廢棄後の課稅率 六月十五日附通牒を以て一九二二年フランス、カナダ通商協約失效の結果、フランス國品には一般稅率を課し、日本其他最惠國待遇を受くる諸國の產品にして、當該國より積換なしに輸送せられ、若くは中間又は特惠稅率の適用を受くる國を経て輸入せらるゝものに付てはブラジルの利益に均霑して中間稅率を課すことゝせり</p>

メキシコ

<p>昭和六年三月十日公布 實施</p>	<p>輸出税率一部改正 一、鱈並其他の魚類の鱈 一、鯨のヒゲ 一、海綿（精製せるもの） 一、亞麻マダリーの纖維並他の植物性纖維 一、サカトンの根（タワシ用又はブラツシ用として他の毛に混用す） 一、薬用及工業用植物（特記なきもの） 一、テレピン油及護謨樹のヤニのエキス 一、天然バルサム護謨樹脂（特記なきもの） 一、護謨其他ゴム性のもの（特記なきもの） 一、オルチャ（染料植物の一種）等</p>	<p>國內經濟狀態改善の爲或種産物の輸出獎勵を目的とす</p>	<p>改正されし輸出品目は五十五項目なりしも上記せるは本邦向輸出の可能性あるもののみを列記せり</p>
<p>昭和六年四月二十九日 公布五月二日 日實施</p>	<p>輸入税率一部改正 一、動物産のもの十九日 一、植物産のもの二十三日</p>	<p>農産物の國內需要を充し且廉價供給の爲其増産獎勵を目的とす</p>	<p>本邦品に關係あるものを摘記すれば動物性脂（魚油、硬化油を指す）は新税率二十五仙で十五仙の増率、生絲新税率は法定冠「コペソ」で三「コペソ」の低下なり</p>
<p>昭和七年一月十九日公布 同二十九日 日實施</p>	<p>輸出税一部改正 メキシコ産革皮（鱧、蜥蜴等）の税率を引上げ活動寫眞フィルム<small>の</small>税を撤廢す</p>	<p>上記動物の絶滅を防止、且つ活動寫眞フィルム<small>の</small>輸出を容易ならしむるを目的とす</p>	
<p>昭和七年七月十日實施</p>	<p>積荷證券に對する領事手数料徴收 今回新に積荷證券に對する領事手数料従價五分を徴收することとなれり</p>	<p>或程度の輸入を防止し對外貿易の均衡を計る爲</p>	

<p>昭和七年七月二十日公布</p>	<p>小包郵便輸入附加税引上 従来の小包郵便に對する輸入税五分を一割に引上ぐ</p>		<p>魚、甲殻、繭詰類、醬油及ソース類、蚊取線香等</p>
<p>昭和七年八月二日公布 同十二日實施</p>	<p>輸入税の一部改正 輸入關稅の一部改正を爲せり</p>	<p>歳入増加を輸入税に仰ぐため</p>	
<p>昭和七年七月八日公布</p>	<p>木材及鐵屑輸出税改正</p>		
<p>昭和七年八月十六日實施</p>	<p>機械類輸入税改正 税番 品目 新 舊 〇〇〇一 備付又は擴張のため輸入せらるる五萬基瓦超過二十五萬基瓦以下の別掲なき機械及器具類 一・五〇 〇・〇一 〇〇〇二 同品二十五萬基瓦超過五十萬基瓦以下 一・五〇 〇・〇一</p>	<p>國內生産工業發達のため</p>	
<p>昭和七年三月二十三日公布 四月一日實施</p>	<p>關稅改正 政府は濶に増稅改正令を公布せるも右は各方面の反對ありし結果今回再改正を爲し前者に比し一般に著しき減稅となれり</p>	<p>關稅增收と國內産業の保護を目的とす</p>	
<p>昭和七年四月四日公布 五月十五日實施</p>	<p>運河貨物の輸入税倍課 米國側の保稅倉庫の一機能たる For Order に依る中繼制度を利用し當國領域内に密輸を爲すもの及種々政府に不利を蒙らしむる貨物の移入に對しては輸入税並に領事稅執</p>		

パナマ

	<p>アルゼンチン</p> <p>昭和六年六月十五日實施</p>	<p>チリ</p> <p>昭和七年四月十八日公布、實施</p>	<p>昭和七年五月二十四日公布</p>
<p>昭和六年九月</p> <p>輸入税引上</p>	<p>生絲輸入税引下</p> <p>織物用輸入生絲に付きては天然、人造生絲を一率に本税一割、附加税二分に改正す(但し右減税が議會の承諾を得ざる時は適及して減税額を追徴す)</p>	<p>貿易管理規定設定</p> <p>從來の爲替管理法を廢止し、代ふるに一層嚴重なる爲替及貿易上の管理規定を設けたり</p>	<p>れも其倍額を課す</p> <p>運河貨物の輸入に關する修正</p> <p>パナマ運河港宛として到着せる貨物及同地保税倉庫に貯藏せる荷物にして發送地に於けるパナマ國領事の發給する正當なる送狀を伴ひ且共和國々庫に對する領事手數料を支拂へるものは、單に一般輸入税の納付を以て共和國領土内に輸入し得べし</p> <p>右貨物を共和國に輸入する場合、輸入者は其旨事前に税關監視員及關稅評價員に之を通知すべし</p>
<p>財政困難の結果多く</p>	<p>アルゼンチン國産業同盟が關稅に付き種種請願せるうち當局は上記のものゝ改正せり</p>	<p>「ペソ」の暴落防止の爲、貿易を犠牲にせるものにして、輸入は殆ど杜絶する見込みなり</p>	<p>失業救済資金の財源を得るを目的とす</p>
<p>本邦品の増税品は上記</p>	<p>本邦絹織物の輸入には影響なし</p>		

<p>ブラジル</p>	<p>昭和六年四月一日及七月</p>	<p>輸入税率引上 一、麥稈、蔴、椰子、棕櫚其他植物性纖維</p>	<p>輸入制限、産業保護を目的とす</p>	
	<p>昭和七年四月一日實施</p>	<p>輸出税改正 左記品目に輸出税を課す 一、ケプラチヨの丸太一千キログラムに付二十七セント(金貨) 二、大麥同二十七セント(金貨) 尙當國品の相場下落により家畜、獸等の輸出税が改正されたり</p>		
<p>昭和六年十月七日公布 同九月實施 (期間は今後一ケ年間の豫定とす)</p>	<p>輸入品附加税増徴 一般輸入品に對し従價一割の附加税を増徴す但し少數の除外品あり</p>	<p>財政收入の目的</p>	<p>上記の如く少數の除外品あるも本邦輸出品には關係なし</p>	
<p>月二十一日實施</p>	<p>一、裝飾用陶器、改正評價格一疋に付(イ)金又は銀著六十四仙(ロ)金又は銀著かざる物四十仙 一、裝飾用磁器、改正評價格一疋に付(イ)金又は銀著二「ペソ」五十六仙(ロ)金又は銀著かざる物一「ペソ」二十八仙 以上の目方は荷箱風袋を含むと改正、税率は元通り右以外の陶磁器の評價格は從來の二割五分増 一、齒ブラシ評價格一打に付二「ペソ」四十仙に改正、以上評價は金「ペソ」なり等</p>	<p>の輸入品に對して關稅引上を斷行せり</p>	<p>三種にして諸外國品に比し其種類頗る少し</p>	

埃及	イ ウルグア			
昭和五年二	昭和六年八月二十日實施	昭和七年八月十日公布	昭和七年三月四日公布 四月十三日實施	昭和六年五月六日發令 月十五日實施
輸入税引上	制限的輸入禁止 (昭和七年六月三十日迄有效)	ブラジル港輸入關税引下 一九三二年十一月二十日迄にアラジル港に積却通關手續を執るべき左の商品に對し、輸入關税五割引下、セメント、銅並銅合金單線及撚合線、アルミニウム板、同薄板、麻織物(生のもの、染付のもの)	自動車及車輛類の輸入税率引上 自動車其他車輛類及同附屬品並に部分品に對する輸入税の引上を爲す(從來大部分從價税なりし車輛類に對する課税を總て從量税に改むると共に品目の分類を細密詳細にせり)	に關しては四月一日より實施 一、羊毛及製品に關しては七月十五日より實施せり ゴム精製材料輸入税免除 曩に輸入税免除を公布せるゴム精製用機械器具の外同材料に對しても其輸入税を免除することゝなれり
財政目的	對外爲替相場維持の目的なり			
本邦關係品は葉煙草、	本邦品中本法の適用を受くるものは絹織物、絹綿交織物、其製品、陶磁器、硝子器、靴、同類似品、罐詰、干魚等なり		自動車用電球を輸出せるも之は自動車附屬品として分類せられざる結果影響なし	

<p>昭和五年七月二十五日 實施</p>	<p>昭和五年七月二十五日 實施</p>	<p>農民保護のため</p>	<p>ケレ、絹布類、絹織物、縞リ、燐寸等</p>
<p>昭和五年十二月四日 實施</p>	<p>輸入税一部引上 一、品目は果實、米、麥、麥粉、麵類、砂糖 一、品目は野菜、果實、穀類、砂糖、チョコレート等 一、稅率は全體五割方の引上</p>	<p>農民保護のため</p>	
<p>昭和六年二月十六日 實施</p>	<p>輸入税引上 一、相當廣汎に互る改正（二〇四品目） 一、稅率は綿布百平方米の重量七匁以上のもの二五%方、綿絲三十六番手以下のもの一〇%方引上等</p>	<p>財政目的</p>	<p>本邦關係品は生地、漂白、染の各綿布、絹或は人絹交織布、洋傘、硝子等なれど稅率引上は輸入各國品一律に行はれたるものなるが故特に影響を蒙らず</p>
<p>昭和六年四月一日 實施</p>	<p>葉煙草輸入税引上 一、一匁に付九〇ピアストルより一磅に引上</p>	<p>財政目的</p>	<p>各國品一律の引上なれば本邦品に特別の影響なし</p>
<p>昭和六年十一月五日 公 布、實施</p>	<p>ソヴィエト聯邦農業及工業品に對する附加關稅 ソヴィエト聯邦より輸入の農業品及工業品にして國內品に類似し又は之に代用し得るものには關稅法第二條（無條約國より來る貨物に對しては其原産地の如何を問はず輸</p>	<p>不當廉賣防止の爲めなり</p>	

<p>南阿弗利加聯邦</p>	<p>昭和七年一月一日實施</p>	<p>入税の外之と同額の附加税を徴收す。規定の附加關稅を課せらる。</p>		
<p>昭和七年三月三十一日公布</p>	<p>關稅一部改正</p>	<p>今回の改正は野菜、穀類、飲料、燐寸、紙、土器類等に付引下げ又は引上げたり</p>		<p>本邦輸出品には何等關係なし</p>
<p>昭和七年五月十一日公布、實施</p>	<p>葉煙草關稅引上</p>	<p>葉煙草稅を一「キロ」百五「ピヤストル」に引上ぐ</p>		
<p>昭和七年五月十二日公布、實施</p>	<p>輸入品從價稅增徴</p>	<p>總ての輸入品に對し現行稅率の外更に各國一律に一%の從價稅を賦課徴收す</p>		<p>舊稅率に比し各絹物は二倍乃至四倍餘の重稅となれり</p>
<p>昭和七年六月二日公布、實施</p>	<p>關稅改正</p>	<p>關稅一般に互つて大改正を爲したり、之に依り本邦に最も大なる打撃を受けしは絹布、人絹にして其稅目は更に細分せられ、大部分從量稅となれり</p>	<p>國內小麥耕作農保護</p>	
<p>昭和七年三月十八日實施</p>	<p>小麥輸入制限並に輸入稅引上</p>	<p>關稅一般に互つて大改正を爲したり、之に依り本邦に最も大なる打撃を受けしは絹布、人絹にして其稅目は更に細分せられ、大部分從量稅となれり</p>		
<p>昭和五年七月十八日實施</p>	<p>鸚鵡輸入禁止</p>	<p>船内販賣外國商品輸入稅</p>		
<p>昭和五年七月十八日實施</p>	<p>傳染病移入防止</p>	<p>船内販賣外國商品輸入稅</p>		

月一日實施	昭和六年三月三十日實施	昭和六年五月四日實施	昭和六年五月二十九日實施	昭和六年十月二十九日實施
	<p>輸入税一部引上 (品目及税率は本邦關係の欄参照)</p>	<p>關稅の一部改正 一、税率を引上げられし品目 ビスケット、スラブ・チョコレート、豚脂及脂肉、マカロニ、ベーコン、ハム、ベーコン及ハムの調味せるもの、鳥餌、馬鈴薯粉、絹シャツ、ブランケット 一、無税となれる品目 亞麻絲、接手用テープ、道路建設用撞槌、鯨油及海豹脂、膠、セラチン、マグネシウム鹽化物吸取紙、自動車製造用車蓋及裝飾材料</p>	<p>絹シャツ輸入税引下 絹シャツ輸入税、従價二割五分又は一枚に付二志六片を従價二割五分又は一志九片とす</p>	<p>輸入税引上 輸入品全部に對し従價五分の附加税を課す</p>
歳入減補填策				當國政府は一時的緊急手段として當國重要産物の輸出に對し
茶、綿織物、絹織物、英大小靴下、陶磁器及硝子器は従價五分乃至一割方の増税、綿絲及絹絲は従來無税なりし處従價一割の税を課せらるゝこととなりたり		絹製襦衣は税率引上げられ、鯨油は無税となれり		

	スーダン		
	<p>昭和六年十月十二日 公布、實施</p> <p>爲替ダンピング税 聯邦政府は金本位を放棄せる諸國よりの輸入品にして、南阿弗利加聯邦工業に對し不利なる影響を與ふべき商品に對し、爲替ダンピング税を課す</p>	一割の補助金を交附することとなり之が資源充當の爲上記の引上を爲す	<p>本邦關係品左の如し 毛布、襦衣、カラ、帽子、皮製品、刷子類、文房具、硝子壺</p>
	<p>昭和七年二月二十二日 公布、實施</p> <p>對本邦品爲替ダンピング税實施 聯邦政府は邦貨一圓に付南アフリカ貨二・一・二「ペンス」の公定換算率に依り、本邦よりの左記輸入品に對し爲替ダンピング税を課す 一、魚類罐詰一、毛布一、衣類及下著類</p>		
	<p>昭和七年三月二十四日 實施</p> <p>關稅引上 一部關稅の増率及一切の輸入品に對し一律從價七分五厘の附加税を課す</p>	歳入補填を目的とす	<p>カンパス靴、シャツ類、魚類</p>
<p>昭和七年九月十二日 公布、實施</p> <p>本邦過燐酸肥料に對する爲替ダンピング税賦課</p>			
<p>昭和五年三月廿五日 實施</p> <p>輸入禁止 安全燐寸以外の燐寸及玩具用ピストルの雷管</p>			

<p>ウガンダ ケニヤ タンガニ イカ</p>		
<p>昭和五年四月十九日可決</p>	<p>昭和六年六月十五日實施</p>	<p>昭和五年四月以降</p>
<p>三領域の共通新關稅成立 一、一部商品(麥酒及煙草類は引上)を除き僅少乍ら多數品目の稅率を引下げたり 一、共通基本稅より保護主義を排除したる代りに各領域に於て各自の産業を保護せんとする場合には基本稅率にサスペンデット稅を附加して其目的に達せしむることとせり 一、本共通關稅の實施は關稅管理權の統一</p>	<p>綿絲布其他關稅改正 輸入稅表中に掲記なき物品に對する稅率は從價八%より一〇%に引上げらる 改正品目及稅率左の如し 一、建築材料、綿織物、綿縫絲、織絲、鐵鋼及同製品、藥品、藥劑材料及藥用植物、別項に記載せざる石油製品、麻袋類、化學及外科用器具、木材防腐劑、以上稅率八分 二、機械類、新聞用紙、以上六分 三、肥料、化學肥料、以上五分 四、染料、鞣皮材料、播種用種子及果實、以上四分</p>	<p>綿布輸入稅引下 昭和五年四月綿布の新輸入稅率を實施したが其後同年八月、十月の兩度及昭和六年一月の三回に互り稅率を引下げたり</p>
<p>一には近年の物價低落に鑑み二には保護主義排除の趣旨に出でたりと發表せらる</p>		<p>國內財界の不況に鑑み消費者保護を目的とす</p>
<p>本邦關係品は未晒木綿、セメント及南京玉</p>		

	<p>が未だ實現せられざるの點を除けば英領東阿三地域間の關稅同盟成立と見て不可なきが如し</p>	<p>植物病害の防止を目的とす</p>	<p>本邦よりは林檎の輸入が漸次増加しつつある際なれば本邦果物輸出業者は注意を要す</p>
<p>ケニヤ</p>	<p>昭和六年九月十一日公布 爾今ザンザバル、タンガニイカ及ウガンダ以外の地に生産したる果物送荷の輸入には、該送荷中輸出國政府の正當なる官吏に依つて、實際検査せられたる箱數及其結果病蟲の害毒なきことを認むとの趣旨を記載し、該官吏の署名したる證明書の添付を要す</p>		
<p>アルジェリ</p>	<p>昭和六年六月十八日公布 燐寸輸入稅變更 外國製燐寸の輸入稅率を左の如く變更す 一般稅率 百疋に付 三六七法二〇仙 最低稅率 百疋に付 一二二法四〇仙</p>		
<p>オーストラリヤ</p>	<p>昭和五年四月四日實施 輸入禁止、附加稅加徵等 一、(イ)輸入禁止七〇品、(ロ)輸入制限六品、(ハ)輸入制限と共に附加稅加徵五品、(ニ)附加稅加徵五〇品 一、附加稅率は一般に輸入稅の五割</p>	<p>國內財界不況救済及輸入防遏</p>	<p>本邦關係品としては輸入禁止に玉葱、毛布、アルミニウム製品等、附加稅加徵に玩具、模造眞珠、硝子コップ等あれども日濠貿易の大局に影響なし</p>
<p>昭和五年六月二十日實施</p>	<p>輸入稅大改正 昭和四年以降四回の改正を不充分とし之れを多少訂正すると共に新に多數の增稅項目</p>	<p>國庫の窮乏救済</p>	<p>新規增稅項目中本邦關係品は木材及タオルにして丸太は一割より三</p>

<p>施</p>	<p>昭和六年七月十一日實</p>	<p>輸入税變更</p>	<p>(従價六割)課せられ蟹罐詰は稅率十割の引上にて一封度三片となりたり</p>
<p>昭和七年二月二十五日實施</p>	<p>輸入關稅率改正</p> <p>主なる變更は昭和五年四月實施の輸入禁止品中より玉葱、テント等四十三品を削り、又五割の賦課稅を課したる項目より包装用紙竹及籐製品等十九目を除きたる外輸入稅引上げ十項目、同引下げ六十九項目に及ぶ</p>	<p>關稅改正</p> <p>三十四稅目概ね引下なり</p>	<p>本邦關係品たる貝釧、陶器及バリヤン、磁器、硝子壺及硝子器、綿絲等の新稅率は何れも舊稅率より低下又は同稅なり</p>
<p>昭和七年九月二日實施</p>	<p>關稅改正</p> <p>三十四稅目概ね引下なり</p>	<p>蠟軸マツチ五十本(以下)入箱、木軸マツチ七十本(以下)入箱、夫々引下、一平方碼三オンスと五オンス間の綿小倉は高稅となる。アルミニウム及木マツチの輸入可能となる。</p>	<p>蠟軸マツチ五十本(以下)入箱、木軸マツチ七十本(以下)入箱、夫々引下、一平方碼三オンスと五オンス間の綿小倉は高稅となる。アルミニウム及木マツチの輸入可能となる。</p>

<p>ニュージーランド</p>	<p>昭和六年七月三十日實施</p>	<p>關稅一部變更 右の内容は 一、稅目二十二項に對する輸入稅の一時的引上 二、特定除外品以外の無稅品の輸入に對し一九三三年末迄從價三分の「プライメーシ」稅を課し 三、輸入稅變更に伴ふ砂糖附加稅の改率等</p>	<p>關稅收入の増加に依り歳入不足を補填する爲の暫行的手段と のこと</p>	<p>本邦輸出品中關係ある品目は左の如し 一、絹織物、模造及人絹織物 一、食卓用陶磁器 一、小間物及玩具</p>
-----------------	--------------------	--	--	--

二、最近世界各國に於ける爲替管理

其他通商障礙一覽

(註) 關稅を除く

(三菱合資會社資料課調)

<p>英國</p>	<p>幣制變更 〔一九三一・八・一〕 兌換券保證發行限度千五百萬磅擴大(計二億七千萬五百磅) 〔一九三一・九・二一〕</p>	<p>爲替管理 〔一九三一・九・二二〕 爲替取組は商業上の決済に必要なものに限る、比較的多額の爲替取組の場合には銀行に書類の提出を要すること</p>	<p>輸入管理 〔一九二〇・一・二三〕 染料輸入制限</p>
-----------	---	---	---

<p>丁 抹</p>	<p>ダンチヒ 自由市</p>	<p>西班牙</p>
<p>〔一九三一・九・二二〕 金輸出禁止 〔一九三一・九・二八〕 金本位制停止 〔一九三一・一〇・一三〕 兌換準備率を二分ノ一より三分ノ一に引下</p>	<p>〔一九三一・九・二一〕 磅貨本位制を拋棄し金本位制實施</p>	<p>金本位制停止 〔一九三一・七・一〕 新貨幣法實施、英磅を以て本位とすること</p>
<p>〔一九三一・一一・二二〕 輸入爲替取組の制限を主として食料及飼料に付適用すること 四百クローネ以上の外國送金は認可を要すること</p>		<p>〔一九三一・五・三一〕及〔一九三一・一〇・三〕 輸入管理に關聯する爲替統制、即輸入管理局の證明書の提出に對し爲替手形を渡すこと 一定額以上の金及通貨の輸出並に自國取引所に上揚せられざる外國證券の買入禁止</p>
<p>〔一九三一・一一・二六〕 三鞭酒、リキユール輸入禁止</p>		<p>〔一九三〇・一〇・三〇〕 ココ椰子、纖維輸入禁止 〔一九三〇・一一・三〕 馬鈴薯輸入禁止 〔一九三一・一〇・三〕 全輸入の國家管理 商品輸入には豫め輸入管理局より證明書の下附を受くべきこと 〔一九三二・二・二八〕 ココ椰子纖維恒久的輸入禁止</p>

<p>瑞典</p>	<p>〔一九三一・九・二八〕 金本位制停止 金輸出禁止</p>	<p>〔一九三一・一一月下旬以降〕 中央銀行は各銀行より日々報告を徴し非公式に爲替統制實行</p>	
<p>諾威</p>	<p>〔一九三一・九・二八〕 金本位制停止 金輸出禁止</p>	<p>〔輸入爲替取組に付ては既に以前よりリストの呈示を要求せらる〕</p>	
<p>芬蘭</p>	<p>〔一九三一・一・〇・一三〕 金本位制停止</p>	<p>〔一九三一・一・〇・五〕 爲替投機取締及爲替管理に關する法律復活 〔一九三一・一・一・三〕 緊急必需品、特定品の輸入以外に對する爲替管理實行</p>	<p>〔一九三一・二・二六〕 輸入割當制度採用</p>
<p>葡萄牙</p>	<p>〔一九三一・一・二・三〇〕 金本位制停止 磅貨本位制採用</p>	<p>〔一九三一・一・〇・八〕 貨幣投機買賣禁止 〔一九三一・一・一・三〕 爲替取引に關する命令、爲替の取組には請求に應じて書類の呈出を要すること</p>	<p>〔一九三一・一・〇・一〕 石炭輸入免許實施 〔一九三一・一・〇・二〕 靴類輸入免許實施 〔一九三一・三・一六〕 多數商品輸入免許制實施</p>
<p>洪牙利</p>		<p>〔一九三一・七・一四〕 外國爲替取引を國民銀行管理下に收む 〔一九三一・八・八〕 外國爲替取引統制に關する緊急令公布</p>	

獨逸	獨逸	獨逸
<p>〔一九三一・九・二一〕</p>	<p>〔一九三一・九・一九〕 對外支拂手段の届出強制 〔一九三一・九・二二〕 磅爲替取引停止 〔一九三一・一二・二二〕 公私長期外債支拂に對する一箇年モラトリアム 〔一九三一・七・一五〕 外國支拂手段及外貨債權の取引統制 〔一九三一・八・一〕 爲替管理に關する大統領令公布（四日施行） 外貨取引は爲替管理局の認可を要すること 〔一九三一・八・七〕 或る種の爲替取組に關しては商工會議所の證明を條件とし爲替管理局の一般的認可を以て足ること 〔一九三一・一〇・二〕 一切の外國支拂手段、外貨債權、外貨有價證券並に金貨（金塊）の管理をライヒスバンクに集中 〔一九三一・一一・一七〕 外國爲替管理を更に嚴重にし輸出に關する報告義務を課し輸入爲替許容額を低減</p>	<p>〔一九三一・四・二三〕 一部商品輸入免許制實施</p>
<p>〔一九三一・七・一〕</p>	<p>〔一九二八・一〇・一〕 北米合衆國よりの大麥輸入禁止 〔一九三一・八・一八〕 窒素製品輸入免許 〔一九三一・一一・三〕 植木類輸入禁止</p>	

<p>伊 太 利</p>	<p>チ エ ツ コ ス ロ ヴ ア キ ア</p>			<p>〔一九三一・九・二三〕</p>	<p>〔一九三一・九・二二〕 外國爲替取引を制限し、外國爲替買入を統制 輸入爲替には證據資料の呈示を要し且つ其取組を一商社一日二萬コルナ以内に制限すること</p>	<p>〔一九三一・一・二二〕</p>	<p>〔一九三一・四・一〕 硝子、眞珠貝及同釘等の輸入免許 〔一九三一・七・二〕 穀物及穀粉の輸入免許 〔一九三一・七・二五〕 輸出損失保険及補償法實施 〔一九三一・八・六〕 窒素製品の輸入免許 〔一九三一・一・二二六〕 膠及カーベットの輸入免許 〔一九三一・一・二六〕 革製品の輸入免許 〔一九三一・一〕 ゴム製品の輸入免許</p>		<p>各銀行の外國爲替取引を禁止し之を國立銀行に集中すること 〔一九三一・一〇・九〕 爲替管理令公布 輸入品を其重要性に應じて五級に類別し、之に従ひ爲替統制を實行 〔一九三一・一・四〕 輸出品代金支拂を外貨によることに限定</p>	<p>國內農業保護のため穀類、粉類、生果類、家畜類等二十數品に對する輸入免許 〔一九三一・七・二八〕 チエツコスロヴァキア輸出の木材及大麥に對する輸入免許 〔一九三一・七月末〕 ルーマニア輸出の家畜及肉の輸入免許 〔一九三一・四・三〇、七・二六、七・二八、八・二〇〕 輸入免許制度實施</p>
----------------------	--	--	--	--------------------	---	--------------------	---	--	---	--

<p>ギリシヤ</p>		<p>ユーゴ スラヴィヤ</p>	<p>ラトヴィア</p>
<p>株式取引所に於ける外國爲替取引禁止 〔一九三二・九・二九〕 外國爲替手形は書類の呈示に對して之を交付すること</p>	<p>〔一九三一・九・二八〕 金、金貨、外國爲替、外國銀行券の賣買をギリシヤ國立銀行の手に獨占すること 〔一九三一・一〇・九〕 有價證券及通貨の輸出及交換に付特許制を設けたること</p>	<p>〔一九三一・一〇・七〕 外國送金に特定の條件を附し且つ國立銀行にて之を統制すること 外國爲替は所要書類の呈示に對し特に登録せられたる商社にのみ交付すること</p>	<p>〔一九三一・一〇・三〇〕 外國送金には特別委員會の許可を要し、又外國爲替、貴金屬及外國有價證券の定期取引を禁ずること 外國爲替は主として輸入必需品に對し其注文發送前の申告に基き交付すること</p>
<p>輸入制限令制定 〔一九三二・二・二四〕 多數商品の輸入免許制實施</p>	<p>〔一九三二・四・二九〕 大藏大臣に輸入統制權賦與 〔一九三二・五・一五〕 輸入割當制度實施</p>	<p>〔一九三一・七・一七〕 穀物及穀粉貿易の國家管理</p>	<p>〔一九三一・一〇・一五〕 硝子製品、セメント、電球、製靴用皮革、ラヂオ部分品等に對する輸入免許 〔一九三一・一〇・三〇〕 皮革、靴、鐵鋼、自轉車、綿絲布、毛織物、陶磁器、樂器、家具、過燐酸、米、大麥、燕麥、砂糖の輸入免許</p>

<p>勃 牙 利</p>		<p>エ ス ト ニ ア</p>	<p>波 蘭</p>
<p>〔一九三二・一〇・二八〕 外國爲替取引を國立銀行の獨占とし、之が交付は各輸入品に對する特定書類の呈示と三ヶ月前の請求とを以て條件とすること</p>		<p>〔一九三一・一一・一〇〕 輸入制限及貿易の國家管理に關聯して爲替管理を實行 即ち銀行は必需品の輸入に對してのみ爲替の取組に應ずること</p>	<p>貿易の國家獨占と相俟つて嚴重なる爲替管理を實行（民法第二十四條）</p>
<p>〔一九三二・二・一一〕 石炭、小麥、鹽、棉花、人絹絲等輸入免許</p>	<p>〔一九三一・一一・一五〕 農産品、石炭及石油輸入の國家獨占 〔一九三二・一一・一〇〕 養澤品輸入制限 〔一九三一・一一・一一〕 輸入の國家獨占を完成品に擴張 〔一九三二・一一・一五、一・二七、二・一六、三・一一、四・一一、五・一三〕 輸入の國家獨占擴張</p>	<p>〔一九二二・三〕 全貿易の國家獨占</p>	<p>〔一九三一・八・一一〕 穀物輸出局創立 裸麥、大麥及小麥の輸出獎勵金交付 〔一九三一・八月末〕 主要窒素肥料輸入禁止 〔一九三一・一〇・一〕 ベーコン、肉類の輸出獎勵金交付</p>

和 蘭	アイスランド	佛 蘭 西
<p>(一九三一・一一始) 石炭輸出奨励金交付 〔一九三一・一一・一一〕 化學藥品三種の輸入禁止 〔一九三二・一一・一一〕 六十餘種品目輸入制限 〔一九三二・二・一一〕 鮭、鯉等輸入制限 〔一九三二・一・二六〕 輸入制限令(割當制度)實施</p>	<p>多數織物及資澤品の輸入禁止 〔一九三一・一〇・二三〕 〔一九三一・一〇・一一〕 烟草の輸入禁止</p>	<p>(1) 輸入免許實施(一九三一・五・七以後) 窒素肥料、外國石炭、コークス、亞 麻、木材、酪製品、肉類、スパイン 葡萄酒、ホップ、魚類、小麦、家禽、 鳩、兎、羊肉、卵、曲木家具、花卉、 動物製品、チコリー、魚類罐詰、玩 具類、琺瑯鐵器の世帯道具 (2) 左記商品輸入割當制(コンタンジヤ ン)實施 木材、葡萄酒、肉類、バター、魚類、 鶏、鳩、兎、羊、卵、曲木家具、蜀 黍製粉、ハム、酪製品、切花、砂糖、 バナ、魚類罐詰、玩具、鎌、平鐵、</p>

<p>リトワニア</p>	<p>白耳義</p>	
<p>爲替管理は之を行はざるも自國に生産</p>		
	<p>〔一九三一・六・三〇〕 從來多數商品に對し輸入免許稅採用の所爾後重油、小麥粉、露國產若干品に對してのみ殘存 〔一九三一・八・二〇〕 窒素製品の輸入免許 〔一九三一・七・二五〕 獨逸石炭輸入免許 その後左記商品に對しても逐次輸入免許制を實施せり 靴類、農産品、家畜、切花、生絲類、玉蜀黍、等 〔一九三二・四・二二〕 佛國產馬鈴薯、トマト輸入禁止</p>	<p>鋼板、ラヂオ用品、電氣機械、野菜罐詰、植物球根、金物類、家具、革類、水銀、機械類、硝子製品、金板、撚絲、電氣用品、硫酸、砒素鐵板、自動車々體用エナメル板、電氣メーター、變壓器、鐵鋼、綿糸、綿織物、衣類、紙、ライター、ストープ、燧爐類、フェルト帽、靴下、沃度及其鹽類、膠、光學ガラス、化學機械、寫眞用フィルム、莫大小機械、大理石加工品、過酸化水素、ペン、寶石、穿物類</p>

		<p>せらるゝ商品の輸入業者の外國旅行並に外人輸出業者の入國に對し若干の制限を設く</p>	
瑞 西			<p>〔一九三一・一二・二三〕 輸入制限法施行 爾後屢々品目を追加せり</p>
英 領 印 度	<p>〔一九三一・九・二一〕 金塊本位制停止 (磅貨本位制)</p>	<p>〔一九三一・九・二四〕 金及スターリングの賣却管理 但し一九三二・一・三一撤廢 〔一九三一・一〇・七〕 輸出金融以外のスターリング賣却禁止</p>	
土 耳 古	<p>〔一九三一・九・二四〕 土耳其貨安定基準の廢止し、フランを採用</p>	<p>〔一九三〇・二・二八〕 爲替取引に關する命令 〔一九三一・九〕 外國爲替及其代用證券取引は爲替統制局の認可を要すること 〔一九三一・一・一六〕 輸入制限に關聯して爲替管理實行</p>	<p>〔一九三一・一・一五〕 多數商品に對し輸入免許 〔一九三一・一・一六〕 輸入制限及禁止令制定 〔一九三一・一・一〇〕 第二回輸入制限令 〔一九三二・二・二〇〕 第三回輸入制限令 〔一九三二・五・二一〕 第四回輸入制限令 〔一九三二・八・二〇〕 第五回輸入制限令 〔一九三二・九・二六〕 第五回輸入制限令廢止</p>

<p>蘭 領 印 度</p>	<p>暹 羅</p>	<p>日 本</p>	<p>波 斯</p>	<p>佛 領</p>
<p>〔一九三一・九・二五〕 爪哇銀行金塊及和蘭向爲替の賣却停止 〔一九三一・一〇・五〕 蘭印貿易に必要なものに限り和蘭向爲替賣出</p>	<p>〔一九三一・九・二一〕 金爲替基準として磅を廢し米弗を採用</p>	<p>〔一九三一・一二・一三〕 金輸出禁止 〔一九三一・一二・一七〕 金兌換停止</p>	<p>〔一九三〇・二・二五〕外國爲替獨占法及 〔一九三一・九・一九〕外國爲替賣買に關する命令 貿易の國家獨占到關聯して爲替管理實行、即ち爲替手形の交付は、テヘラン監督委員會の統制の下に、法定商品の輸入に對してのみ之を行ふこと</p>	<p>一九三〇・六・六銀 本位より金本位に</p>
<p>〔一九三一・一二・八〕 硫安輸入免許</p>	<p>〔一九三一・一二・二七〕 綿絲布コンタンシヤン</p>	<p>〔一九三一・一二・二〕 全貿易の國家獨占</p>	<p>〔一九三一・一二・二〕 全貿易の國家獨占</p>	<p>〔一九三一・一二・二〕 全貿易の國家獨占</p>

<p>北米合衆國</p>	<p>加奈陀</p>	<p>馬來聯邦</p>	<p>印度支那</p>
	<p>〔一九三一・一〇・一八〕 金輸出免許制度採用 免許は特許銀行に對し大藏大臣之を與ふ</p>	<p>磅手形を兌換の對象とせる爲め英國金本位停止と共に爲替下落</p>	<p>轉移、尤も印度支那銀行は一九三一・三・三一大統領令に據り向ふ五ヶ年限り一六、〇〇〇、〇〇〇ピアスタの銀準備を置くことを得る</p>
<p>〔一九三一・一・一〕</p>	<p>〔一九三一・二・二七〕 露國よりの石炭、バルブ、木材、石綿、毛皮の輸入禁止 〔一九三一・六・二〇〕 動物質肥料、骨粉、動物質食料輸入禁止 〔一九三一・九・三〇〕 タンピング・テューテイ適用範圍を英國品に擴大 〔一九三一・一〇・九〕 アスヒリン輸入禁止 〔一九三二・三・二九〕 小麥、麥稈、蘇、及糠輸入制限</p>		

墨 西 哥	〔一九三一・七・二七〕 金貨の流通停止 金準備紙幣の發行	〔一九三〇・七〕 外債支拂停止	因人作業及強制労働に依る生産品輸入禁止
コ ロ ン ビ ア	〔一九三一・九・二四〕 金輸出禁止	〔一九三一・九・二四〕 金及爲替取引に關する緊急公布 〔一九三一・一・一四〕 外國爲替管理設置に關する命令 爲替管理委員會に於て商工業上必要なりと認めたる場合にのみ爲替手形を交付すること	〔一九三一・九・二九〕 多數贅澤品輸入禁止
ポ リ ウ イ ヤ	〔一九三一・九・二六〕 金本位制拋棄	〔一九三一・七・三〇〕 生活必需品の輸入に對してのみ爲替手形を賣却すること 外債支拂停止	
智 利		〔一九三一・一〇・一〇〕 外國爲替管理委員會を設置し、其決定に依り商工業其他其國の經濟活動上若くは外貨債務の支拂上又は其他必要なりと認められたる場合にのみ外國爲替を賣渡すこと 外債二ヶ年間支拂延期 〔一九三一・一〇・一〇〕 必需品以外の輸入爲替手形引受の禁	

		<p>止 〔一九三一・一〇・一四〕 外貨支拂手形につき三十日間の支拂 猶豫を命じ該期間中金輸出禁止</p>	
<p>ブラジル</p>		<p>〔一九三一・八・三〇〕 外債年賦償還停止 〔一九三一・九・一九〕 外債利子支拂停止 〔一九三一・九・二八〕 輸入に對する割當を定め爲替統制實 行 〔一九三一・一〇・五〕 ブラジル銀行爲替取引獨占 〔一九三一・一〇・九〕 一九三一年末迄に満期となるべき外 貨支拂手形につき六十日間支拂猶豫 を命令</p>	<p>〔一九三一・三・七〕 生産用器具機械輸入制限 〔一九三一・八・二六〕 小麦粉輸入禁止 〔一九三一・一〇・五〕 機械に對する輸入禁止範圍擴大</p>
<p>アルゼンチン</p>		<p>〔一九三一・一〇・一〇〕 外國取引に關する命令公布 〔一九三一・一〇・一三〕 外國爲替委員會を組織し外國爲替を 管理せしむること</p>	<p>〔一九三一・八・八〕 ダンピング防止法制定</p>
<p>エル サルバドル</p>		<p>〔一九三一・一〇・七〕 外國爲替管理に關する規定公布</p>	
<p>ウルグワイ</p>		<p>〔一九三一・九・七〕 一九三一・一二・三一迄の對外商業債</p>	<p>〔一九三一・八・二〇〕 絹織物、陶磁器、靴、罐詰、干鹽魚等</p>

		<p>務モラトリアム、其期間満了後毎月 二〇%宛償還 〔一九三二・一〇・一六〕 爲替取引制限に關する法律公布</p>	<p>輸入禁止</p>
<p>阿 非 利 加 及 埃</p>	<p>〔一九三一・九・二 六〕 金輸出禁止</p>		
<p>南 北 ロ ー デ シ ア</p>	<p>〔一九三一・一〇・ 一一〕 金本位制停止 金輸出禁止</p>		<p>〔一九三一・八・二六〕 〔南ローデシア〕バター輸入禁止 〔一九三一・一〇・九〕 〔南ローデシア〕彈藥、藥匠等輸入禁 止</p>
<p>南 阿 聯 邦</p>		<p>〔一九三一・一一〕 爲替統制實行</p>	<p>〔一九三〇・三・一八〕 小麥輸入制限 〔一九三一・五・二九〕 チーズの輸入免許 〔一九三一・一〇・二九〕 主要輸出品に對し一割の獎勵金交付 〔一九三二年初〕 ナイフ類、拳銃等輸入免許制實施</p>
<p>太 洋 洲</p>	<p>一九二九・一 二・一三、 金輸出特許制 を採</p>	<p>一九三〇年七月以降濠太利諸銀行間 に爲替取引に關する協定成立し、現 に爲替管理實施</p>	<p>〔一九三二・二・二五〕 一九三〇年四月實施の輸入禁止品中 四十三品削除 〔一九三二・六・二〕 帽子用羊毛フェルト輸入禁止</p>

三、本邦關稅改正表

大正十五年以降

(註) 表中——は品目或は稅率の變化なきを示す。昭和七年六月十六日公布即日實施せられたる從量稅の一率三割五分引上げ二、三の例外を除き從量稅品目の殆んど全般に亘り行はれ、多數に過ぎざるを以つて本表に掲げざることとした。主なる從量稅品目に關しては次表參照。

(自由通商協會調)

品目	大正十五年						昭和二年						昭和四年						昭和五年						昭和六年						昭和七年					
	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六	一	二	三	四	五	六
二、米及																																				
一六、小麥																																				
一八、高粱																																				
一九、玉蜀黍																																				
二二、穀類																																				
一、澱粉類																																				
粉																																				
四、タビ																																				
オカ、マ																																				
ニオカ																																				
七一、ゴ																																				
及																																				
稅率																																				
大正十五年																																				
昭和二年																																				
昭和四年																																				
昭和五年																																				
昭和六年																																				
昭和七年																																				
稅率																																				
大正十五年																																				
昭和二年																																				
昭和四年																																				
昭和五年																																				
昭和六年																																				
昭和七年																																				

△米穀法第二條の規定により米及粳の輸入稅は昭和八年十二月三十一日迄每百斤二圓とす(昭和五年勅令第二〇六號昭和七年勅令第三七八號改正參照)

(八四一) 規定なし	甲、塗 りたる もの	羊、羊、馬、水、一、七 草、草、草、牛、二、 及、山、革、革、牛、革、 類	他、二、 其、の	一、 乾、 き	ミ、 ル、 ス、 ド	五、 ス、 チ	
(テ、 ケ、 ツ、 の、 も)	口、 其、 の	地、 の、 無、 の	黒、 の、 の	に、 の、 の	イ、 の、 の	甲、 塗、 り	
規定なし	従價〇%	〃 共、 每、 百、 斤、 容、 器	〃 二〇・ 五〇	〃 二五%	〃 三〇%	従價四〇%	每、 百、 斤、 圓
		〃 器、 共、 每、 百、 斤、 容	〃 一五・ 七〇				

貨幣 一、金銀	五二〇、貨幣	他口、其の	丙、剃刀	他二、其の	るに掲げざるもの	四九、別號	四六三―二規定なし
							イ其バトツエト長なメ百二、 ンのイドプタル五超十、 トジブリセるなメえトミ外 ≡及ルツア超一、ルリ徑
に外卸貨幣 しての貨幣 本幣	五二〇、貨幣 以金	其口、其の	用全ノ一、 の剃刀	安の全一、 の剃刀	他口、其の	ネシウム	二、六三― 四、三― マ、グ
					從價 三%		
							無
							稅
	無	從價三%	筒每百 一・〇〇			每百斤 四九・五〇	
	稅						

除用他乙 の石機 を械の	他八、其 の	五二七、 分中時計 部懷	他乙、其 の	甲、本邦 通貨	二、其 の		
除用他へ、 の石機 を械の	匣ホ、 撥條	ニ、 受板	杆ハ、 制動	輪口、 調整	イ、地 板	他乙、 其の	非邦通貨に も類する のばざる 上之を地 金と看做 す
						〃	
						三〇%	無税
從價三〇%	〃 二・〇〇	〃 一〇・五〇	〃 四・一〇	〃 一八・〇〇	〃 一九・五〇	每百箇 圓	

二九八	綿織物	平織布、紋織布、繡織布等
二九〇	人造絹	
二八四	毛綿織絲	
二八三	毛織絲	
二七七	苧麻織絲及ラミー織絲	
二七五	亞麻織絲	
二七二	綿織絲（別號に掲げたる特殊精織絲を除く）	
二五六	漆	
二四三	別號に掲げざる合成染料	
二四二	人造藍	
一六五	曹達灰及天然曹達	
一六四	苛性曹達及苛性加里	
一一四	パラフィン	
一一二	礦油	
一〇八	獸脂	牛脂及び豚脂等
七二	革類	
五九	鳥卵（生鮮なるもの）	生鮮なる牛肉、豚肉、その他ソーセージ、ハム等
五二	鳥獸肉類	
		融解點攝氏四十五度を越えざるものを除く

三〇一
 三六一
 三六二
 三六七
 三八六
 四四四
 四五二
 四六二
 四六三
 四六四
 四六五
 四六六
 四六七
 四七七
 四九六
 五二七

毛織物、毛縮交織物及毛又は毛縮と絹との交織物

製紙用バルブ

印刷料紙

包装用紙及攤寸用紙（チツシユーム
ーパーを除く）

寫真用バライタペーパー、鶏卵紙及感光紙

硝子板

寫真用乾板

鐵

アルミニウム

銅

鉛

錫

亞鉛

釘、ウツドスクリユー、ホールト、ナツト、リヴエツト類（貴金屬を用ひたるもの又は貴金屬を鍍したるものを除く）

工匠具、農具及同部分品（別號に掲げざるもの）

懷中時計部分品

天鵞絨、アラツシユ、其の他のパイル織物、及び毛絹製及び毛縮絹製のもの等

一平方メートルの重量五十八グラムを超えざる無色のものにしてアイトペーパーに非るものを除く

現像せざるもの

シートパー、條及竿、レール、板線索及擦合線等にして、銑鐵を除く

塊、錠、粒、條、竿及板等

塊、錠、條、竿、線等

塊及錠並に管

塊及錠並に箔

塊、錠及粒、ニツケルを鍍せざる厚〇・一七ミリメートルを越えたる板、並に屑及故（改造用のみに適するもの）等

側、ムーヴメント等にして、地板、調整輪、制動杆、受板、撥條匣を除く

五六八	船舶	機械力又は帆を以て運航するもの
五六九	汽罐(メカニカルストーカーを除く)	コルゲイテッドボイラー、フアーネスチューブ及フランジ
五七〇	汽罐部分品及同附屬品	ドボイラープレート
五七七	内燃機關	
五七九	發電機、電動機、廻轉變流機、周波數變換機、廻轉變相機及發電子	
五八四	キャブスタン、ウインチ、ウインドグラス其他別號に掲げざるウイン	
五八七	チンクマシン 氣體壓縮機	
五八八	縫衣機	
五九一	哨筒(別號に掲げざるもの)	鐵製にして一箇の重量一萬キログラムを超えざるもの
五九三	送風機	扇風機
五九六	別號に掲げざる金屬工及木工機械	
五九七	紡績機械、紡績準備機械、紡績整理機械、織布準備機械及擦絲製造機械	
六〇五	機械部分品(別號に掲げざるもの)	鐵製のロール及ローラーにして一個の重量五千キログラムを超ゆるものを除く
六一二	木材	パイン、フアー、シダー其他の針葉樹中ひのき屬、ねづこ屬、つが屬、もみ屬、たうひ屬、まつ屬及からまつ屬並びに桐等にしてドグラスフアー等を除く
六三六	寫眞用フィルム	

四、最近の英國關稅

(一) 過當輸入防止關稅

英國協力内閣は一九三一年十一月十六日過當輸入防止關稅法案を下院に提出せり。商務省總裁ランシマン氏の提案理由説明に依れば、十月以來新内閣の關稅引上を見越し、輸入は逐日増加し、中には八割乃至十割を激増せる輸入品もあるが爲め、政府は斯かる過當輸入を防止し磅貨を維持する目的を以て、緊急手段として向後六ヶ月を限り、全製品及び準全製品に對し從價十割以内の關稅を賦課する權限を商務省に附與する意向なりと。同法案は直ちに兩院を通過し二十日國王の裁可を得たり。其概要次の如し。

法 令

第一條 商務省ハ貿易表中第三類ニ屬スル品目（全製品準全製品）ノ輸入ガ異常ナル多額ニ上ルト認ムルトキハ、大藏省ノ同意ヲ得テ、商務省令ニ依リ該品目ニ對シ本法ヲ適用ス。右商務省令ハ發令後四週内ニ下院ノ承認ヲ經ベシ。若シ承認ヲ得ザルトキハ四週間ニシテ失效ス。但シ右四週間ニハ議會ノ閉會又ハ休會ノ期間ヲ算入セズ。右命令ハ其後同様ナル商務省令ニ依リ變更又ハ廢棄スルコトヲ得。

第二條 右命令ニ依リ本法ノ適用ヲ受クル品目ニ對シテハ從價十割ヲ超エザル關稅ヲ課ス。英帝國產貨物ニ對シテハ右關稅ヲ課スルヲ得ズ。右關稅ハ他ノ現行關稅ニ附加シテ徵收ス。

第三條 課稅價格ハ c i f 價格トス。本法ニ違反シタル者ハ五十磅ノ罰金ニ處ス。

第四條 本法ニ關スル紛議ハ大法官ノ任命セル審判官ノ仲裁ニ付ス。

第五條 本法ハ再輸出ヲ目的トスル輸入品ニハ適用セズ。

第六條 本法ニ於テ商務省ノ權限タル事項ハ商務省總裁、若シ商務省總裁不在ナル時ハ他ノ國務大臣之ヲ行フ。

第七條 本法ハ一九三一年過當輸入關稅法ト稱ス。有效期間ハ六ヶ月トス。

關 稅 引 上

商務省は右法令に基き既に三回に互り從價五割の關稅賦課の實施を見たり。

實施期日及び課稅品目等に付ては附錄一に掲載あり。

(一) 從價一割の基礎關稅

一、實施期日 一九三二年三月一日

二、要 領

(イ) 左記例外を除き輸入品一率に從價一割に相當する輸入稅を課す。

A、現に關稅を課せられ居る物品。

B、金、銀、銅、小麥、肉類、獸類、英國船漁獲の魚介類、茶、棉花、麻類（マニラ・ヘンプを除く）、棉の實
及リンシード、菜種、玉蜀黍、大豆、羊毛類、牛皮及羊皮、英國船生産の鯨油、學術用フィルム、コルク、新
聞、雜誌及書籍、新聞用紙、wood pulp、護謄、鐵の鑛石、屑鐵鑛、iron pyrites（黃鐵鑛）、including
cupreous pyrites、錫の鑛石、Wooden pit-props（坑道支柱）、硫黃、磷鑛石、寶石、燧石、眞珠、ラミー、
ラヂウム等の免稅品。

(ロ) 必須品以外の物品に對しては關稅諮問委員會(三名乃至六名より成り獨立的權限を附與され委員は有給)の審議を経て基礎關稅の外更に附加稅を課することを得。

(ハ) 英國の輸出品に對し差別的關稅を賦課し居れる國の輸入品に對しては現行關稅の外に更に十割以内の關稅を課することを得。

(ニ) 植民地生産品には課稅せず。

自治領、印度及南ローデシヤ生産品に對しては十一月十五日以前には適用せず。

(ホ) 將來必要に應じ外國政府との間に相互的關稅調整に關する取極を爲すことあるべきもオッタワ會議終了迄は何れの國とも此種協定締結を行はざること。

(ヘ) 一般從價輸入稅には戻稅制度なきも今後課せらるべき附加關稅に對しては諮問委員の勸獎を基礎に再輸出に對し戻稅を與へらる。

(ト) 輸入商品が英國内に於て加工の後其の原形を變化せられざる場合又は英國通過若くは積換再輸出せらるゝ場合は無稅。

三、本邦關係

本邦に影響を受ける品目の主なるものは從來無稅なりし莫大小下着、豆類、油類、ゴム靴、罐詰類、其他農水産物なり。

五、輸出入の禁止及制限撤廢の爲の國際條約（拔萃）

第一條

本條約ノ規定ハ締約國ノ領域ノ生産物又ハ製造品タル貨物ノ他ノ締約國ノ領域ヘノ輸入ニ對シ課セラル、禁止及制限ニ締約國ノ領域ヨリ他ノ締約國ノ領域ヘノ貨物ノ輸出ニ課セラル、禁止及制限ニ適用セラルベシ

第二條

以下諸條ニ規定セラル、例外ハ之ヲ留保シ締約國ハ各自ノ領域ノ關スル限りニ於テ本條約ノ實施セラル、日ヨリ六箇月ノ期間内ニ輸入及輸出ノ一切ノ禁止及制限ヲ撤廢シ且爾後右禁止又ハ制限ヲ課セザルコトヲ約ス右期間内ニ於テ締約國ハ現存ノ禁止及制限ヲ最少限度ニ減少セシムル爲一切ノ適當ナル措置ヲ執ルベク且新ナル禁止又ハ制限ヲ課セザルベシ右ノ外締約國ハ本條約ノ規定ガ中央又ハ地方ノ一切ノ官憲ニ依リ嚴守セラル、コト及右規定ニ違反シテ規則ガ發セラレザルコトヲ確保スルニ必要ナル措置ヲ執ルコトヲ約ス

第三條

- 一九二七年（昭和二年）十一月八日 ジュネーヴに於て署名
- 一九二九年（昭和四年）九月二八日 批 准
- 一九二九年（昭和四年）九月二八日 批 准 書 寄 託
- 一九三〇年（昭和五年）一月一日 實 施
- 一九三〇年（昭和五年）七月二一日 公 布

締約國ガ自國ノ法令ニ從ヒ貨物ノ輸入又ハ輸出ヲ、輸入若ハ輸出ノ方法形式若ハ場所又ハ記號ノ押捺ニ關スル或規則又ハ他ノ手續若ハ條件ニ從ハシムル場合ニ於テハ締約國ハ之ヲ以テ變裝セル禁止又ハ專斷ナル制限ノ手段タラシメザルコトヲ約ス

第四條

左ノ種類ノ禁止及制限ハ該禁止及制限ガ同一條件ノ下ニ在ル外國間ニ於ケル專斷ナル差別ノ手段又ハ國際貿易上ノ變裝セル制限ト成ルガ如キ方法ニ於テ適用セラレザル限り本條約ニ依リ禁止セラル、コトナシ

一、公ノ安全ニ關スル禁止又ハ制限

二、道德上又ハ人道上ノ理由ニ依リ課セラル、禁止又ハ制限

三、兵器、彈藥及軍用材料又ハ例外ノ場合ニ於テハ他ノ一切ノ軍需品ノ取引ニ關スル禁止又ハ制限

四、公共衛生ノ保護ノ爲又ハ病疫、蟲類及有害ナル寄生物ニ對スル動物若ハ植物ノ保護ノ爲ニ課セラル、禁止又ハ制限

五、美術上、歷史上又ハ考古學上價值アル國寶保護ノ爲ノ輸出禁止又ハ制限

六、金、銀、貨幣、紙幣、銀行券又ハ有價證券ニ適用セラル、禁止又ハ制限

七、外國產物ニ之ト同種ノ内國產物ノ製産、取引、運送及消費ニ付國內ニ於テ設定セラレタル禁止及制限ヲ及ボスコトヲ目的トスル禁止又ハ制限

八、製産又ハ取引ニ付國內ニ於テ國ノ獨占事業又ハ國ノ監督ノ下ニ行ハル、獨占事業ニ屬シ又ハ將來屬スルコトアルベキ產物ニ對シ適用セラル、禁止又ハ制限

第五條

本條約ハ締約國ガ非常且變則ノ場合ニ於テ國ノ緊切ナル利益ヲ保護スル爲輸入又ハ輸出ヲ禁止シ又ハ制限スル措置ヲ執ルノ權利ニ毫モ影響スルコトナカルベシ

右性質ノ措置ガ執ラル、場合ニ於テハ右措置ハ他ノ締約國ニ對シ何等ノ專斷ナル差別待遇ト爲ラザル様適用セラルベシ右措置ノ繼續期間ハ起因タル事由又ハ情況ノ繼續期間ニ限定セラルベシ

第六條

一、締約國ハ其ノ或國ガ前諸條ニ依リ負擔セル約束ヲ或特定ノ產物ニ關シ直ニ引受クルコトヲ妨グル事實上又ハ法律上ノ事態ノ右或國ニ存在スルコトヲ認メ右或國ガ起因タル情況ノ存在セザルニ至レルトキ直ニ撤回スルコトヲ約スル或一時的除外例ニ關シ留保ヲ爲スコトヲ右或國ニ對シ承認スルコトヲ衡平ナリト思考セリ

二、更ニ締約國ハ其ノ或國ニ依リ適用セラル、或輸入又ハ輸出ノ禁止又ハ制限ノ撤廢ガ右或國ヲシテ重大ナル困難ニ陥ラシムルコトアルベキコト且又右禁止又ハ制限ガ他ノ諸國ノ貿易ニ損害ヲ及ボサミルコトヲ認メ此等ノ除外例ニ關シ留保ヲ爲スコトヲ右或國ニ對シ承認スルコト又衡平ナリト思考セリ

三、本條約ノ附屬書ニハ同附屬書中ニ國名ヲ掲ゲラレ且本日ヲ以テ本條約ニ署名シタル締約國ノ利益ノ爲ニ本日附ヲ以テ同意セラレタル除外例ニシテ前二項ノ規定ノ範圍内ニ屬スルモノヲ記載ス

四、締約國ガ本日後ニ於テ要求セント欲スルコトアルベキ除外例ハ本條約ノ議定書ニ定ムル手續ニ從ヒ處理セラルベシ

第七條

締約國ノ一ガ何レカノ外國ノ產物ニ對シ該國ガ本條約ノ適用セラル、國タルト否トヲ問ハズ禁止又ハ制限ノ措置ヲ執ルノ已ムナキニ至リタル場合ニ於テハ右締約國ハ他ノ締約國貿易ニ對スル損害ヲ成ルベク少カラシムル様右措置ヲ

部 第十一條

一 本條約ハ締約國ガ當事國タル有效ナル國際條約ヨリ生ズベキ締約國ノ權利及義務ヲ害スルコトナカルベシ

第 本條約ハ輸入及輸出ノ禁止又ハ制限ニ關シ本條約ノ規定ニ依リ設ケラル、所ニ比シ一層自由ナル制度ヲ設ケタル締約國間ノ現在有效ナル二國協定ノ規定ヲ害スルコトナカルベシ

第六條ノ附屬書

第六條第三項及議定書第四節(ニ)ニ從ヒ、左ニ掲グル國ノ利益ノ爲ニ維持セラル、各除外例ハ當該國ガ本日附ヲ以テ本條約ニ其ノ署名(註)ヲ爲シ且該國ガ其ノ維持セント欲スル禁止又ハ制限ヲ本日尙實施スル場合ニ限り本條約ノ條項ニ依リ承認セララルベシ

(註) 本附屬書に掲ぐる諸國中左の國は一九二七年十一月八日本條約に署名せり。

獨逸國、奧他利國、白耳義國、グレート・ブリテン其の他、エジプト國、佛蘭西國、ハンガリー國、伊太利國、日本國、ルクセンブルク國、ルーマニア國及チエツコスロヴァキア國。

一 第一項ニ依リ承認セラレタル除外例

獨逸國 石炭、コークス、泥炭、褐炭、磚炭

輸入及輸出

奧他利國 屑鐵竝ニ他ノ金屬及合金ノ屑

輸出

白耳義國 屑鐵竝ニ他ノ金屬及合金ノ屑

輸出

グレート・ブリテン國 合成有機染料及之ヲ含有スル色素又ハ色料竝ニ此種ノ染料、色素及色料ノ製造ニ使用セラル、有機中間物

輸出入

輸入

(備考)

第一 部 582

輸出入ノ禁止及制限撤廢ニ關スル條約批准國並脱退國

一、批 准 國 瑞典、北米合衆國、英國、丁抹、フィンランド、日本、和蘭

二、條件附批准國 チエツコスロヴァキア、佛蘭西、伊太利、ルクセンブルグ

三、脱 退 國 羅馬尼、瑞西、ユーゴースラヴィア、獨逸、奧他利、白耳義、洪牙利、ポルトガル

六、輸入制限に關する本邦法令

(一) 米 穀 法

(大正十年四月四日法律第三十六號大正十四年三月法律第三十六號改正昭和六年三月法律第三十一號改正昭和七年九月法律第三十四號改正)

第二條 政府ハ米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲テ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ米穀ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

第三條 米穀ノ輸入又ハ輸出ハ勅令ニ別段ノ定アル場合ヲ除クノ外政府ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

第七條 第三條ノ規定ニ違反シテ米穀ヲ輸入又ハ輸出シタル者ハ五千圓以下の罰金ニ處シ其ノ米穀ヲ沒收ス若シ其ノ米穀ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徴ス

營業者未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ前項ノ罰則ヘ之ヲ法定代理人ニ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ル、コトヲ得ズ

法人ノ代表者其他ノ從業者法人ノ業務ニ關シ第三條ノ規定ニ違反シタルトキハ其ノ罰則ヲ法人ニ適用ス

米穀法中改正法律附則 (昭和七年九月七日法律第三十四號改正)

第四項 政府ハ當分ノ内朝鮮米及臺灣米ノ内地移入數量ヲ月別平均的ナラシムル爲勅令ノ定ムル所ニ依リ朝鮮米及臺灣米ノ買入、賣渡、加工又ハ貯藏ヲナスコトヲ得此ノ場合ニ於ケル買入又ハ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第五項 政府ハ當分ノ内米穀ノ數量又ハ市價ヲ調節スル爲特ニ必要アリト認ムルトキハ勅令ヲ以テ期間ヲ指定シ粟ノ輸入税ヲ増減又ハ免除スルコトヲ得

米穀法第二條ノ規定に依る米及粳の輸入制限に關する件

(昭和三年三月七日勅令第二二號、昭和三年八月勅令第一九二號、十二月第二七九號、四年十一月第三三五號、五年十月第二〇七號改正)

米及粳ノ輸入ハ昭和六年十二月三十一日迄ハ内地ニ於テハ農林大臣、朝鮮ニ於テハ朝鮮總督、臺灣ニ於テハ臺灣總督、樺太ニ於テハ樺太廳長官ノ許可ヲ受クルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ

前項ノ規定ハ通商航海條約ニ別段ノ定アル場合ニ於テハ之ヲ適用セズ

(註) 右米穀法第二條は昭和六年三月の改正前のものなり。改正後は輸出入の制限については第三條に規定し、省令府令を以つて細則を定む

(二) 染料の輸入許可に關する件

(大正十三年六月七日農商務省令第八號、昭和三年三月商工省令第六號 改正)

第一條 當分ノ内左ニ掲グル物品ヲ輸入セムトスル者ハ別ニ定ムル手續ニ依リ豫メ農商務大臣ノ許可ヲ受クベシ但シ

獨逸國トノ平和條約賠償條項ニ依リ受領スル物品ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

一、コールタール染料

二、コールタール分餾物ヨリ誘導シタル化學的生成品（醫藥及石炭酸を除ク）

第二條 前條ノ規定ハ條約ニ抵觸スル場合ニ於テハ之ヲ適用セス

前項ノ場合ニ於テ前條ノ物品ヲ輸入スル者ハ左ノ事項ヲ記載シタル書面ヲ輸入手續ヲ爲スベキ税關ニ提出スベシ

一、製造者ノ氏名又ハ商號及住所

二、製造地

三、品名

四、數量

前項ノ書面ニハ其ノ物品ノ製造地、仕入地若ハ積出地ノ帝國領事館、帝國領事館ナキトキハ其他ノ税關其他ノ官廳公署又ハ商業會議所ノ證明アルコトヲ要ス但シ條約ニ別段ノ定アル場合ニハ其ノ規定ニ從フ

第三條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者其ノ物品ヲ輸入シタルトキハ遲滞ナク之ヲ農商務大臣ニ届出ツベシ

第四條 第二條第二項ノ規定ニ依リ輸入シタル者ハ遲滞ナク其ノ物品ノ商品名及通稱又ハ學名、濃度、數量、關稅込

到着見込價格並製造者名ヲ農商務大臣ニ届出ツベシ

第五條 第一條ノ許可ヲ受ケタル者ハ許可ノ日ヨリ三月以内ニ其ノ物品ヲ輸入スベシ

農商務大臣ハ正當ノ事由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

第一條ノ許可ヲ受ケタル者前二項ノ期間内ニ其ノ物品ヲ輸入セザルトキハ第一條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第六條 第一條ノ規定ニ違反シテ輸入シタル者ハ三月以下ノ懲役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

本令施行前第一條ノ許可ヲ受クベキ物品ノ注文ヲ發シタル者本令施行後二週間以内ニ別ニ定ムル手續ニ依リ之ヲ農商務大臣ニ届出デタルトキハ本令施行ノ日ニ第一條ノ許可ヲ受ケタルモノト看做ス

第二條第二項ノ規定ニ依ルベキ者本令施行前其ノ物品ノ注文ヲ發シタルトキハ本令施行後二週間以内ニ其ノ物品ノ商標品名及通稱又ハ學名、濃度、數量、關稅达到着見込價格並製造者名ヲ農商務大臣ニ届出デ且本令施行後三月以内ニ之ヲ輸入スル場合ニ限り農商務大臣ノ交付スル届出證明書ヲ以テ第二條ノ書面ヲ代用スルコトヲ得

第一條第一號若ハ第二號ノ物品ニシテ本令施行ノ際現ニ保税地域ニ在ルモノ又ハ本邦ニ向ケ輸送ノ途ニ在ルモノヲ輸入セムトスル者ニ付テハ前二項ノ規定ヲ準用ス

染料の輸入許可に關する件に依る許可又は届出に關する件

(大正十三年六月七日農商務省告示第八十八號)

一、大正十三年農商務省令第八號第一條ノ許可ヲ受ケムトスル者又ハ同附則第二項ノ届出ヲ爲サムトスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル許可申請書又ハ届書四通ヲ農商務大臣ニ提出スベシ

一、商品名及濃度

二、通稱又ハ學名

三、數量

四、關稅达到著見込價格

五、輸入者ノ氏名又ハ商號及住所

- 部 六、製造者ノ氏名又ハ商號及住所
七、買入先ノ氏名又ハ商號及住所
一 八、積出港
九、輸入手續ヲ爲スベキ税關名

第十、豫定輸入時期

- 二、大正十三年農商務省令第八號附則第四項ノ規定ニ依リ準用シタル同第二項ノ規定ニ依ル届出ニ付亦前項ニ同ジ
三、第一項第九號ノ事項ヲ變更シタルトキハ遲滞ナク之ヲ農商務大臣ニ届出ヅベシ
四、農商務大臣ハ第一項ノ場合ニ於テ必要ト認ムルトキハ見本ノ添附ヲ命ズルコトアルベシ
五、許可ヲ受ケタル者又ハ許可ヲ受ケタルモノト看做サレタル者ハ其ノ物品ヲ輸入スル場合ニ於テ輸入許可證ヲ輸入手續ヲ爲スベキ税關ニ提出スベシ

染料の輸入許可に関する件第一條第一號及第二號の物

品に關する件

(大正十三年六月七日農商務省告示第八十九號
大正十五年三月 商工省告示第六號 改正)

大正十三年農商務省令第八號第一條第一號及第二號ノ物品ハ關稅定率法輸入稅表中別表ノ番號及品名ニ該當ス
(別表)

(番 號) (品 名)

第一五八番ノ内 サリチール酸

第二〇三番ノ内 サツカリン

第二〇八番

コールターール分館物ヨリ誘導シタル化學的生成品（ベンザルデハイド、ナイトロベンゾール及ナイトロトリユーオール以外ノ香料、石炭酸、サリチール酸、ベークライト及醫藥ヲ除ク）

第二二〇番

人造麝香

第二二一番ノ内

ベタナフトールメチールエーテル（ネロリン）、ベタナフトールエチールエーテル、シンナミツクアシツドベンゼールエステル、シンナミツクアシツドサリチールエステル等ノコールターール分館物ヨリ誘導シタル薰香性化學藥

第二二九番ノ内

ベンゼールアセテート、アミルサリシレート、ベンゼールアルコール等ノコールターール分館物ヨリ誘導シタル人造香料

第二四二番

人造 藍

第二四三番

別號ニ掲ゲザル合成染料

第六四七番ノ内

ベークライト

(三) 硫安輸出入許可規則

(昭和六年十二月八日公布 農林商工省令
昭和七年十二月六日廢止 農林商工省令)

硫酸「アンモニア」輸出入許可規則左ノ通定ム

昭和六年十二月八日

商工大臣 櫻 内 幸 雄

農林大臣 町 田 忠 治

硫酸「アンモニア」輸出入許可規則

第一條 本則ニ於テ硫酸「アンモニア」トハ粗製ノ硫酸「アンモニア」ヲ謂フ

部 硫酸「アンモニア」ヲ八割以上含有スル肥料ハ本則ノ適用ニ關シテハ之ヲ硫酸「アンモニア」ト看做ス

一 第二條 硫酸「アンモニア」ノ輸入又ハ輸出ヲ爲サントスル者ハ當分ノ内農林大臣及商工大臣ノ許可ヲ受クベシ

第三條 硫酸「アンモニア」ノ輸入ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣及商工

大臣ニ提出スベシ

一 數量

二 積出港及輸入港

三 積出時期及輸入時期

四 生産地

五 肥料取締法ニ依リ肥料ノ輸入營業ノ免許ヲ受ケタル者ニ在リテハ硫酸「アンモニア」ニ付同法又ハ同法施行規則ニ依リ免許又ハ認可ヲ受ケタル肥料ノ名稱及保證成分量竝ニ免許又ハ認可ヲ爲シタル官廳名及年月日

第一條第二項ノ肥料ノ輸入ノ許可ヲ申請スル場合ニ於テハ前項ニ掲グル事項ノ外申請書ニ肥料ノ名稱及粗製ノ硫酸「アンモニア」ヲ含有スル割合ヲ記載シ尙前項第一號ノ數量ハ肥料ノ名稱別ニ之ヲ記載スベシ

第四條 農林大臣及商工大臣必要アリト認ムルトキハ硫酸「アンモニア」ノ輸入許可申請書ノ提出時期ヲ指定スルコトアルベシ

前項ノ指定ヲ爲シタルトキハ之ヲ告示ス

第五條 硫酸「アンモニア」ノ輸出ノ許可ヲ受ケントスル者ハ左ニ掲グル事項ヲ記載シタル申請書ヲ農林大臣及商工大臣ニ提出スベシ

一 數 量

二 輸 出 港

三 陸 揚 港

四 輸 出 時 期

五 製 造 者 ノ 氏 名 又 ハ 名 稱

第三條第二項ノ規定ハ第一條第二項ノ肥料ノ輸出ノ許可ヲ申請スル場合ニ之ヲ準用ス

第六條 硫酸「アンモニア」ノ輸入又ハ輸出ノ許可ヲ受ケタル者第三條第一項第一號若ハ第二號又ハ前條第一項第一

號若ハ第二號ニ掲グル事項ヲ變更セントスルトキハ事由ヲ具シ農林大臣及商工大臣ノ許可ヲ受クベシ第三條第二項

又ハ前條第二項ノ規定ニ依リ準用スル第三條第二項ノ規定ニ依リ記載シタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ

第七條 農林大臣及商工大臣硫酸「アンモニア」ノ輸入又ハ輸出ヲ許可スルトキハ輸入ノ場合ニ在リテハ積出及輸入

ノ期間ヲ、輸出ノ場合ニ在リテハ輸出ノ期間ヲ指定ス

前項ノ期間内ニ積出、輸入又ハ輸出ヲ爲サザルトキハ許可ハ效力ヲ失フ

農林大臣及商工大臣ニ於テ已ムコトヲ得ザル事由アリト認ムルトキハ第一項ノ期間ノ延長ヲ認可スルコトアルベシ

第八條 硫酸「アンモニア」ノ輸入ノ許可ヲ受ケタル者積出ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ數量、積出港、船名及積

出ノ年月日ヲ農林大臣及商工大臣ニ届出ヅベシ

第九條 硫酸「アンモニア」ノ輸入又ハ輸出ノ許可ヲ受ケタル者輸入又ハ輸出ヲ爲シタルトキハ遲滞ナク其ノ數量、

輸入港又ハ輸出港及輸入又ハ輸出ノ年月日ヲ農林大臣及商工大臣ニ届出ヅベシ

第十條 硫酸「アンモニア」ノ製造業者ハ八月一日ヨリ翌年七月三十一日迄ノ毎月ノ製造豫定數量ヲ毎年七月三十一

日迄ニ農林大臣及商工大臣ニ届出ヅベシ

硫酸「アンモニア」ノ製造業者届出ヲ爲シタル毎月ノ製造豫定數量ヲ變更セントスルトキハ豫メ事由ヲ具シ農林大

臣及商工大臣ニ其ノ旨ヲ届出ヅベシ

第十一條 八月一日ヨリ翌年七月三十一日迄ノ一年間ニ於テ硫酸「アンモニア」ノ移出ヲ爲ス計畫アル者ハ其ノ移出

ノ見込數量及豫定時期ヲ毎年七月三十一日迄ニ農林大臣及商工大臣ニ届出ヅベシ

前項ノ届出ヲ爲シタル者其ノ計畫ヲ變更シタルトキハ移出ノ日ヨリ少クトモ六十日前ニ其ノ旨ヲ農林大臣ニ届出ヅ

ベシ前項ノ届出ヲ爲サザル者硫酸「アンモニア」ノ移出ヲ爲サントスルトキ亦同ジ

農林大臣及商工大臣ニ於テ硫酸「アンモニア」ノ需給狀況及價格ニ著シキ影響ナシト認ムル場合ニ限り前項ノ六十

日ノ期間ノ短縮ヲ認可スルコトアルベシ

第十二條 前條第一項ノ規定ハ八月一日ヨリ翌年七月三十一日迄ノ一年間ニ於テ硫酸「アンモニア」ノ輸出ヲ爲ス計

畫アル者ニ之ヲ準用ス

第十三條 硫酸「アンモニア」ノ移入又ハ移出ヲ爲シタル者ハ移入又ハ移出後遲滯ナク左ニ掲グル事項ヲ農林大臣及

商工大臣ニ届出ヅベシ

一 數 量

二 製造者ノ氏名又ハ名稱（製造者ノ氏名又ハ名稱不明ナルトキハ生産地）

三 移入ノ場合ニ在リテハ積出港及移入港、移出ノ場合ニ在リテハ移出港及仕向地

四 移入又ハ移出ノ年月日

第十四條 本則ニ依リ農林大臣及商工大臣ニ提出スベキ書類ハ二通ヲ作成シ農林省又ハ商工省ニ之ヲ提出スベシ

第十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ三月以下ノ徵役又ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二條ノ許可ヲ受ケズシテ硫酸「アンモニア」ノ輸入又ハ輸出ヲ爲シタル者

二 第十一條又ハ附則第七項ノ届出ヲ爲サズシテ硫酸「アンモニア」ノ移出ヲ爲シ又ハ其ノ届出ヲ爲シタル數量ヲ

超エテ移出ヲ爲シタル者

三 第八條、第九條、第十條、第十三條又ハ附則第四項、第五項若ハ第六項ノ規定ニ依リ届出ヲ爲スベキ場合ニ於

テ之ヲ爲サズ又ハ不實ノ届出ヲ爲シタル者

附則

本則ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

— 以下略 —

(註) 本令は昭和七年十二月六日付農林商工省令を以て廢止された。

七、不當廉賣に關する參考資料

(一) 關稅定率法第五條の二 (明治四十三年四月十五日) (法律第五十四號)

第五條ノ二 不當廉賣品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉賣ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業ガ危害ヲ被ルノ虞アルトキハ勅令ノ定ムル所ニ依リ不當廉賣審査委員會ノ審査ヲ經テ當該物品ヲ指定シ之ニ對シ期間ヲ定メ別表ニ定ムル關稅ノ外其

ノ正當價格ト同額以下ノ關稅ヲ課スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ指定セラレタル物品ニシテ既ニ輸入セラレ不當廉賣者又ハ其ノ代理人ノ所有又ハ所持ニ係ルモノニ對シテハ前項ノ規定ニ準ジ不當廉賣者又ハ其ノ代理人ヨリ附加關稅ヲ追徵スルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ追徵スル附加關稅ハ國稅徵收ノ例ニ依リ之ヲ徵收ス

(二) 關稅定率法第五條ノ二施行に關する件

(大正九年十一月勅令第五百四十九號
改正大正十四年三月勅令第四十一號
改正大正十五年六月勅令第四百五十五號)

第一條 不當廉賣審査委員會ハ商工大臣ノ監督ニ屬シ不當廉賣品ノ輸入及輸入品ノ不當廉賣ニ關スル事項ヲ審査ス輸

出國ニ於ケル輸出ノ時ノ正當卸賣價格ニ運賃、保險料、手数料其他ノ諸掛及關稅ヲ加算シタル額ヨリ低廉ナル價格ヲ以テ物品ヲ輸入シ又ハ販賣スル場合ニシテ之ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業ガ危害ヲ被ルノ虞アリト認ムルトキハ商工大臣ハ委員會ノ審査ニ付スベキ事項ニ付テハ商工大臣ハ豫メ大藏大臣ニ協議スベシ

第一條ノ二 不當廉賣品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉賣ニ因リ本邦ニ於ケル重要産業ガ危害ヲ被ルノ虞アリト認ムルトキハ利害關係人ハ委員會ノ審査ヲ商工大臣ニ申請スルコトヲ得

第二條 商工大臣ハ委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ再審査ヲ命ズルコトヲ得

第二條ノ二 商工大臣ハ稅關官吏ヲシテ不當廉賣品ノ輸入又ハ輸入品ノ不當廉賣ニ關シ必要ナル調査ヲ爲サシムルコ

トヲ得

第三條 商工大臣ハ委員會ノ決議ニ意見ヲ附シ之ヲ大藏大臣ニ移牒スベシ

第四條 大藏大臣ハ前條ニ規定スル移牒ニ基キ必要アリト認ムルトキハ關稅定率法第五條ノ二ノ規定ニ依ル附加關稅ノ賦課又ハ追徵ノ命令ヲ發スベシ

第五條 委員會ハ會長一人委員二十人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

特別ノ事項ヲ審査スル爲必要アルトキハ臨時委員ヲ置クコトヲ得

第六條 會長ハ商工大臣ヲ以テ之ニ充ツ

第七條 委員及臨時委員ハ商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官及學識經驗アル者ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

第八條 會長ハ會務ヲ總理ス

會長事故アルトキハ商工大臣ノ指名スル委員其ノ職務ヲ代理ス

第九條 委員會ニ幹事ヲ置ク商工大臣ノ奏請ニ依リ關係各廳高等官ノ中ヨリ内閣ニ於テ之ヲ命ズ

幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス

第十條 委員會ニ書記ヲ置ク商工省判任官ノ中ヨリ商工大臣之ヲ命ズ

書記ハ上司ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

八、米國の伸縮關稅及關稅委員會 (關稅法拔萃)

Sec 336. Equalization of Costs of Production.

(a) Change of Classification or Duties.....In order to put into force and effect the policy of Congress by this Act intended, the commission (1) upon request of the President, or (2) upon resolution of

either or both Houses of Congress, or (3) upon its own motion, or (4) when in the judgment of the commission there is good and sufficient reason therefor, upon application of any interested party, shall investigate the differences in the costs of production of any domestic article and of any like or similar foreign article. In the course of the investigation the commission shall hold hearings and give reasonable public notice thereof, and shall afford reasonable opportunity for parties interested to be present, to produce evidence, and to be heard at such hearings. The commission is authorized to adopt such reasonable procedure and rules and regulations as it deems necessary to execute its functions under this section. The commission shall report to the President the results of the investigation and its findings with respect to such differences in costs of production. If the commission finds it shown by the investigation that the duties expressly fixed by statute do not equalize the differences in the costs of production of the domestic article and the like or similar foreign article when produced in the principal competing country, the commission shall specify in its report such increases or decreases in rates of duty expressly fixed by statute (including any necessary change in classification) as it finds shown by the investigation to be necessary to equalize such differences. In no case shall the total increase or decrease of such rates of duty exceed 50 per centum of the rates expressly fixed by statute.

(b) Change to American Selling Price..... If the commission finds upon any such investigation that such differences can not be equalized by proceeding as herein-before provided, it shall so state in its report to the President and shall specify therein such ad valorem rates of duty based upon the American

selling price [as defined in section 402 (g)] of the domestic article, as it finds shown by the investigation to be necessary to equalize such differences. In no case shall the total decrease of such rates of duty exceed 50 per centum of the rates expressly fixed by statute, and no such rate shall be increased.

(c) Proclamation by the President.....The President shall by proclamation approve the rates of duty and changes in classification and in basis of value specified in any report of the commission under this section, if in his judgment such rates of duty and changes are shown by such investigation of the commission to be necessary to equalize such differences in costs of production.